

第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画

新・すこやか未来アクションプラン

【別冊：貧困対策編】

目次

第1章	子どもの貧困対策について	1
第2章	新潟市における子ども・家庭の状況	6
第3章	基本的な考え方	38
第4章	施策の展開	46

【新潟市の子どもの貧困対策推進計画について】

本市では、平成30年3月に新潟市子どもの貧困対策推進計画として「新潟市子どもの未来応援プラン」を策定し、すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもや家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現を目指し、地域・企業・団体など、関係の皆さまとともに力を合わせて取り組んでまいりました。

このたび、現行の計画期間が令和5年3月で満了することに伴い、法や大綱等の見直し、本市での子ども条例施行を踏まえ、計画を更新しました。

また、本計画は、第2期新潟市子ども・子育て支援事業計画である「新すこやか未来アクションプラン第2期計画」（以下「アクションプラン第2期計画」という。）との整合性を図る中で、それぞれの計画に関連する事業には重複する部分が非常に多いことから、第1期計画と同様に単独計画とせず、アクションプラン第2期計画へ統合する形式での更新としました。

第1章 子どもの貧困対策について

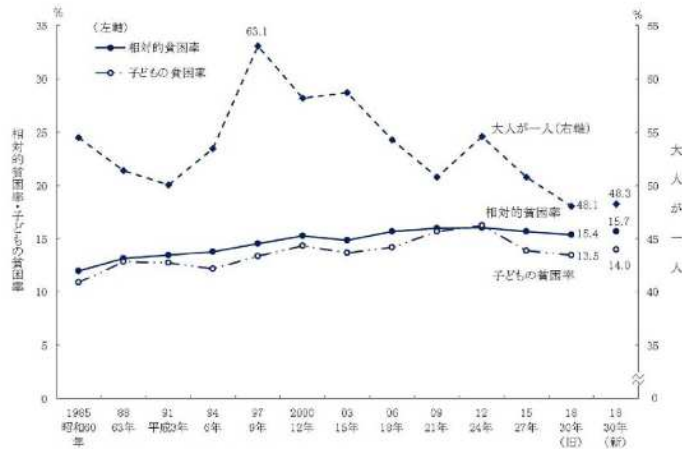
【全国の子どもの貧困の状況】

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成 24 (2012) 年には過去最高の 16.3%を記録し、平成 27 (2015) 年には、13.9%、平成 30 (2018) 年には 13.5%と改善したものの、おおよそ 7 人に 1 人の子どもが貧困線を下回っている状況にあります。日本の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、平成 22 (2010) 年における OECD 加盟国の子どもの貧困率を参考とすると、日本は加盟国 34 か国中 9 番目に高い結果となっています。

子どもの貧困は経済的に困窮していることにより、周りの子どもが当たり前に持っているような物、教育や経験の機会などがはく奪されると、不利な状況がまた一層不利な状況を呼び、社会との関係性を失い、健やかに育ち、自立していくことが困難になっていき、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。

そのような不利で困難な状況は、子どもやその家族だけの努力では抜け出すことが難しく、また、その状況が次世代に連鎖することが懸念されていることから、その対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっています。

図13 貧困率の年次推移



注：① 1996（平成8）年の数値は、兵庫県を抜いたものである。
 ② 2019（平成30）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 ③ 2019（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたLIFEの所得定義の新たな基礎で、国民可処分所得から更に「自動車維持・雑費（自動車維持費）」、「企業年金の課税」と「住居費」を差し引いたものである。
 ④ 貧困率は、LIFEの作成基準に基づいて算出している。
 ⑤ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上の既婚世帯の世帯をいい、等価可処分所得5割未満の世帯員は除く。

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
相対的貧困率	14.9 %	15.7 %	16.0 %	16.2 %	15.7 %	15.7 %
子どもの貧困率	13.7 %	14.2 %	15.7 %	16.3 %	13.9 %	14.0 %
子どもがいる現役世帯	12.5 %	12.2 %	14.6 %	15.1 %	12.9 %	12.6 %
大人が一人	58.7 %	54.3 %	50.8 %	54.6 %	50.8 %	48.3 %
大人が二人以上	10.5 %	10.2 %	12.7 %	12.4 %	10.7 %	11.2 %
中央値	260 万円	254 万円	250 万円	244 万円	244 万円	248 万円
貧困線	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円	122 万円	124 万円

- 相対的貧困率
一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。
- 貧困線
等価可処分所得の中央値の半分をいいます。
- 等価可処分所得
世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。
- 中央値
全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいいます。
- 子どもの貧困率
子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいいます。
- 子どもがいる現役世帯の貧困率
現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。
- 子ども
18歳未満の者をいいます。
- 現役世帯
世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

【「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正】

① 制定の背景

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成 25 年 6 月に成立、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

② 法律の改正

令和元（2019）年 6 月に議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することが目的として明記されるとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが基本理念として明記されました。

【基本理念】（第 2 条）

- 1 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

【「子供の貧困対策に関する大綱」の策定と改定】

平成 26 年 8 月、政府は法律の規定に基づき、基本的な方針や子どもの貧困に関する指揮及び指標の改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を閣議決定し、総合的な対策を推進してきました。

その後、平成 30 年 11 月、政府は「子どもの貧困対策会議」を開催し、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取し、令和元年度内を目途に、新たな大綱の案の作成を行うことを決定しました。

有識者会議での議論の結果、令和元年 8 月には「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、大綱に基づき各種の支援が進捗し、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された一方、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、状況は依然として厳しいこと等が指摘されました。

そして、令和元年 11 月には有識者会議での提言を踏まえて、改正法に基づく新たな大綱（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。

【目的・理念】

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

【基本的な方針】

《分野横断的な基本方針》

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

《分野ごとの基本方針》

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

【新潟県子どもの貧困対策推進計画】

新潟県では、平成 27 年 6 月に新潟県子どもの貧困対策推進計画検討委員会を設置、平成 28 年 3 月に「新潟県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、令和 3 年 3 月に「第 2 次新潟県子どもの貧困対策推進計画」に改定しました。

計画では、「子どもに対する支援」、「保護者等に対する支援」、「連携・相談支援体制の構築」、「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」の 4 つの柱を掲げ、子どものライフステージに応じた施策の推進や保護者等に対する生活支援、就労支援、経済的支援及び、子どもたちを取り巻く環境整備のため、相談職員の資質向上、相談支援体制の強化・整備、関係機関との円滑な連携を目指し、総合的に進めることとしています。

【新潟市子ども条例について】

新潟市子ども条例は、2021 年 12 月定例会において、議員提案により新潟市議会にて可決・成立し、2022 年 4 月 1 日から施行されました。

日本では、1989 年の第 44 回国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を 1994 年に批准しました。子どもの権利を定めたこの条約の趣旨を踏まえ、子どもに関連する法律の改正などが行われ、児童福祉の向上に取り組んできました。

しかしながら、子どもの権利に関する認知状況は、権利の主体である子ども、そして、これを守る責務があるおとなとも十分とは言えない状況であり、子どもの意見表明や社会参加についても遅れていると言えます。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめ、子どもの貧困問題などの重大な子どもの権利侵害に関する事例が現在でも数多く報告されており、新潟市も例外ではありません。

本市では、本条例を施行することで、子どもの権利を明らかにし、おとなにはこれを守る責任や役割があることを明確にすることで、本条例の趣旨が、子どもを含む市民に幅広く普及し、必要な支援が受けられることが大切であると考えています。

そして、この条例が新潟市の子どもに関するすべての施策及び計画の根本となり、全ての子どもが新潟の豊かな自然と人の温もりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持つことができることを目指し、取組を進めていきます。

第2章 新潟市における子ども・家庭の状況

1 子ども・若者の生活状況等の把握

本市における子どもや若者のいる世帯の生活状況等を把握し、子どもの貧困対策に関連した支援施策について検討するため、市民及び支援団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。

なお、調査の実施にあたっては、学校卒業後の子ども・若者に対する継続支援の観点から、調査対象を24歳未満に設定しました。

また、令和2年から新型コロナウイルスの流行が家計に少なからず影響を与えたと推定されることから、今回のアンケート調査項目に新型コロナウイルスの影響を考慮した項目を加えました。

(1) 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）

- 調査期間：令和3年11月5日～11月26日
- 調査方法：協力依頼票郵送、web回答式アンケート
- 調査対象：

種別	対象
子ども・若者のいる世帯 (保護者または本人)	市内在住で、令和3年10月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者がいる世帯から無作為抽出
ひとり親世帯 (保護者)	市内在住で、令和3年10月1日現在、児童扶養手当受給資格のある世帯から無作為抽出
ひとり親世帯 (子ども)	市内在住で、令和3年10月1日現在、児童扶養手当受給資格のある世帯の子ども（中高生）から無作為抽出

- 配付・回収：

種別	配付数	回収数	回収率
子ども・若者のいる世帯 (保護者または本人)	4,000 票	1,426 票	35.7%
ひとり親世帯 (保護者)	1,000 票	357 票	35.7%
ひとり親世帯 (子ども)	1,000 票	243 票	24.3%
合計	6,000 票	2,026 票	33.8%

(2) 支援団体等調査（支援者アンケート）

- 調査期間：令和4年2月9日～3月9日
- 調査方法：アンケート調査
- 調査対象：教育・福祉関係者、児童福祉施設等 33団体

2 子どもがいる世帯等の状況

(1) 経済的状況

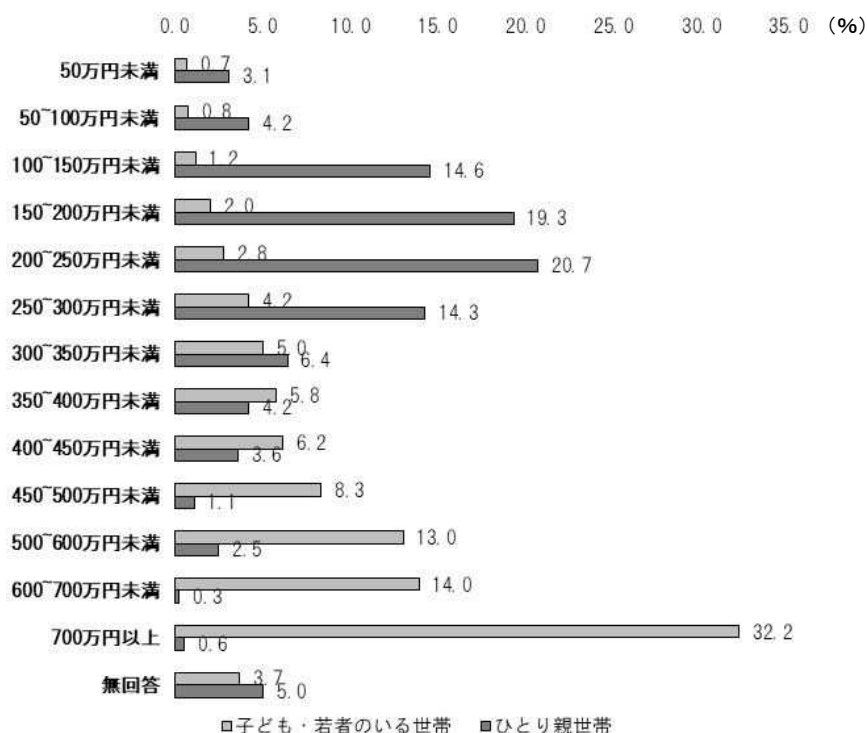
令和3年度に実施した「新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査」(以下「市民アンケート調査」という。)によると、年間の世帯収入の合計額は、子ども・若者のいる世帯では「700万円以上」の割合が高く、ひとり親世帯では、「200万円～250万円未満」の割合が高くなっています。

平成29年度に実施した市民アンケート調査と比較すると、ひとり親世帯の年間の世帯収入の合計額が「300万円未満」の割合が約60%から約76%に増加(+約16%)しています。

過去1年間の経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験について、ひとり親世帯の約4割が「必要な衣料を買えなかったこと」、約3割が「必要な食料を買えなかったこと」が、2割弱が「電気・ガス・水道料金の未払い」などが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答しています。

平成29年度に実施した市民アンケート調査では、ひとり親世帯の「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した割合については、「必要な衣料を買えなかったこと」が4割弱、「必要な食料を買えなかったこと」が2割強、「電気・ガス・水道料金の未払い」が1割強であったことから、買えなかった経験、支払えなかった経験を持つ人が増加していることが分かります。

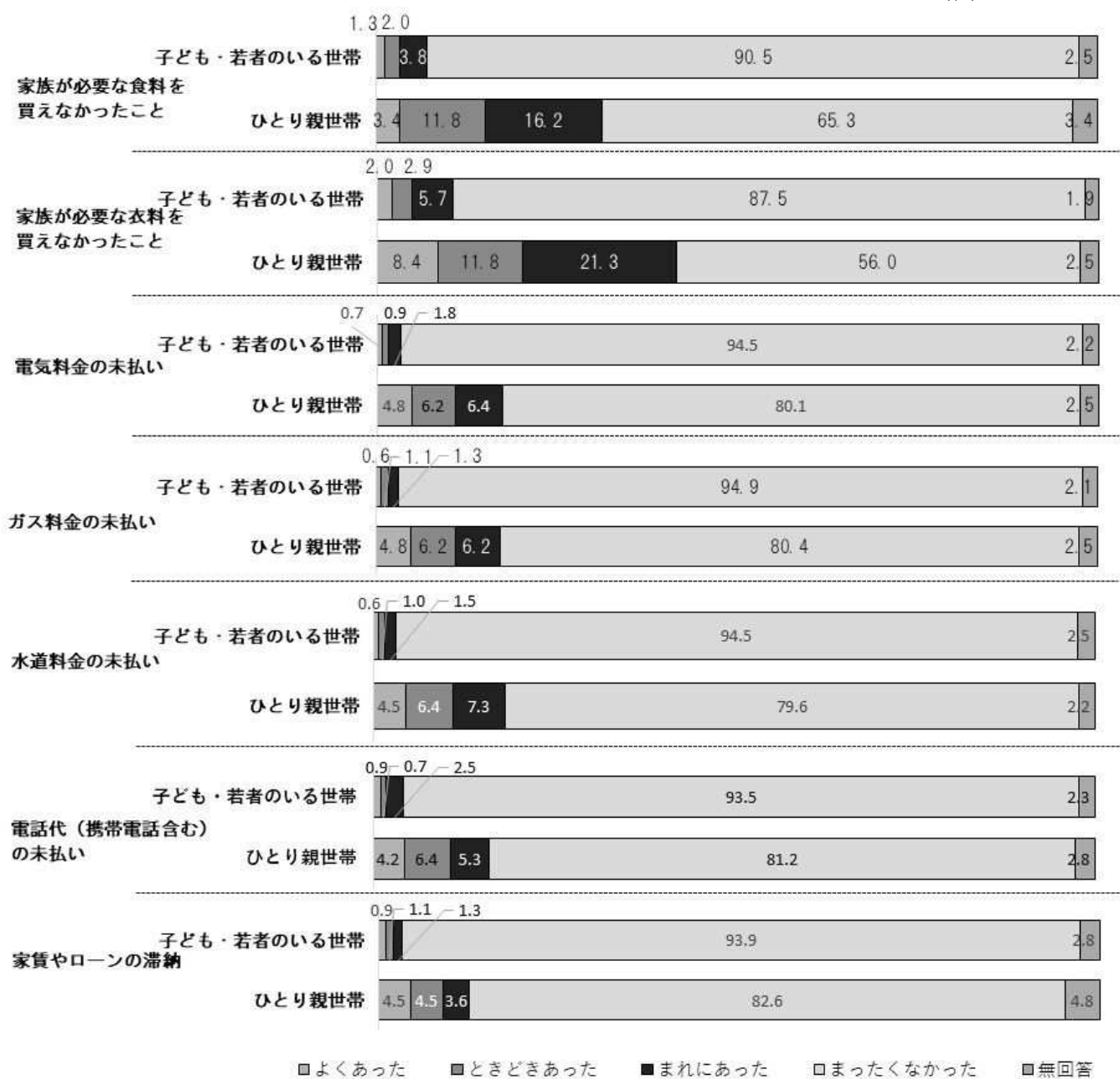
■令和3年の世帯収入の合計*



※働いて得た収入、養育費、年金収入、児童扶養手当等を含むすべて

(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■過去1年間の経済的な理由により買えなかった、支払えなかった経験の有無 (%)



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

～経済的状況別区分による市民アンケート調査の分析について～

市民アンケート調査を分析するにあたり、経済的な状況による生活実態の違いや経済的困窮が与える影響等を把握するため、下記の分類で経済的状況別に区分しています。（以下、下記の分類により「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」という。）

① 年間の世帯収入から算出した所得による分類

市民アンケート調査で回答いただいた年間の世帯収入から算出した所得相当額及び世帯人数をもとに、国が示す「貧困線」(※)を基準として、基準を下回る世帯を「区分Ⅰ」、上回る世帯を「区分Ⅱ」として分類しています。

② はく奪状況による分類

①による分類を補完することを意図し、具体的な生活のありさまの充足の状況(はく奪状況)による分類を加えています。

過去1年間の経験について聞いた以下の5つの項目について、経済的な理由により「よくあった」、「ときどきあった」と回答した世帯については、生活に困難な状況が生じていることがうかがわれることから、①による分類で基準を上回る場合でも「区分Ⅰ」として分類しています。

- 家族が必要な食料を買えなかったこと
- 家族が必要な衣料を買えなかったこと
- 電気料金の未払い
- ガス料金の未払い
- 水道料金の未払い
- 電話代(携帯電話含む)の未払い
- 家賃やローンの滞納

はく奪状況

		買えない・未払いの経験あり	買えない・未払いの経験なし
所得	高 (貧困線以上)	区分Ⅰ	区分Ⅱ
	低 (貧困線未満)	区分Ⅰ	区分Ⅰ

※「貧困線」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいいます。

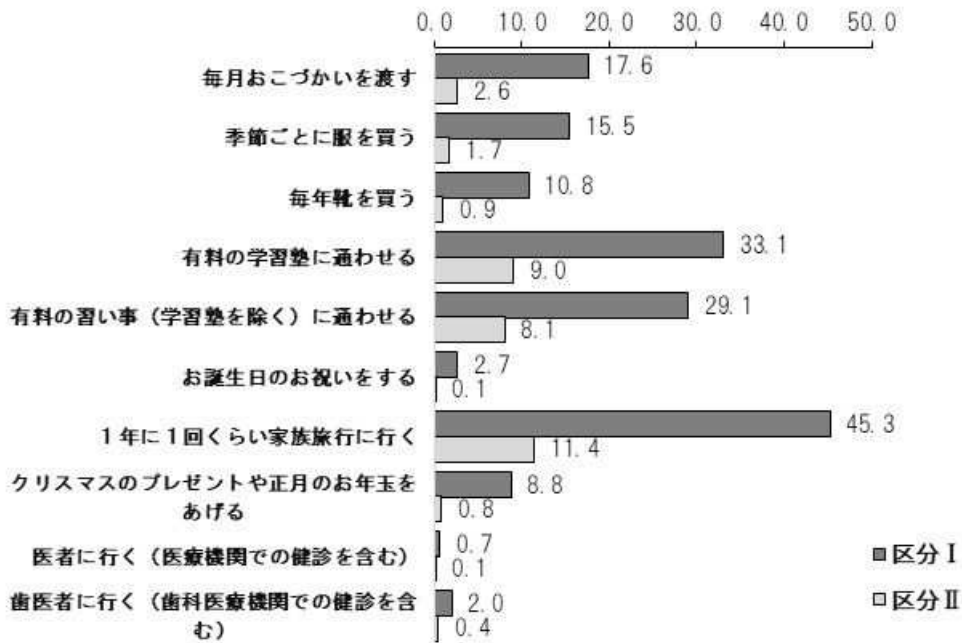
令和元年国民生活基礎調査による世帯人数ごとの貧困線は、以下のとおりとなっています。

- 1人世帯：124万円 2人世帯：175万円 3人世帯：215万円
- 4人世帯：248万円 5人世帯：277万円 6人世帯：304万円

経済的状況別の区分では、子ども・若者のいる世帯の1割強、ひとり親世帯の約7割弱が区分Ⅰとなっており、経済的に困難な状況に置かれていることがうかがえます。

また、経済的にできないことについて、子ども・若者のいる世帯の状況を区分別にみると、区分Ⅰでは、5割弱の世帯で「年に1回くらい家族旅行に行く」ことができない、と回答しているほか、「有料の学習塾に通わせる」、「有料の習い事に通わせる」等において、区分Ⅰと区分Ⅱで差がみられます。

■ 経済的にできないこと（子ども・若者のいる世帯） (%)



（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査）

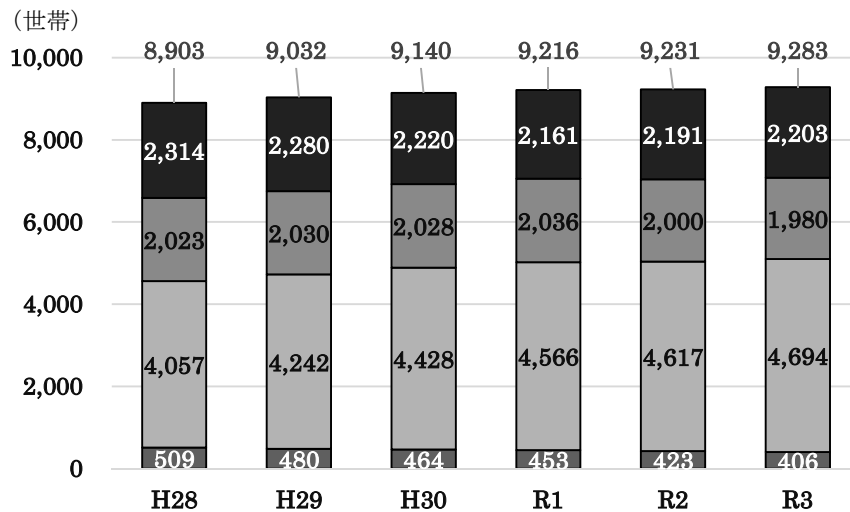
(2) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、令和3年度で9,283世帯となっています。そのうちひとり親家庭（母子世帯）数は、年々減少してきており、令和3年度で406世帯となっています。

生活保護世帯における18歳未満の人数も減少傾向であり、令和3年度で895人となっています。

生活保護世帯のうち、小中学生に教育費を支給する「教育扶助」を受けている子どもの人数は、令和3年度で559人となっています。

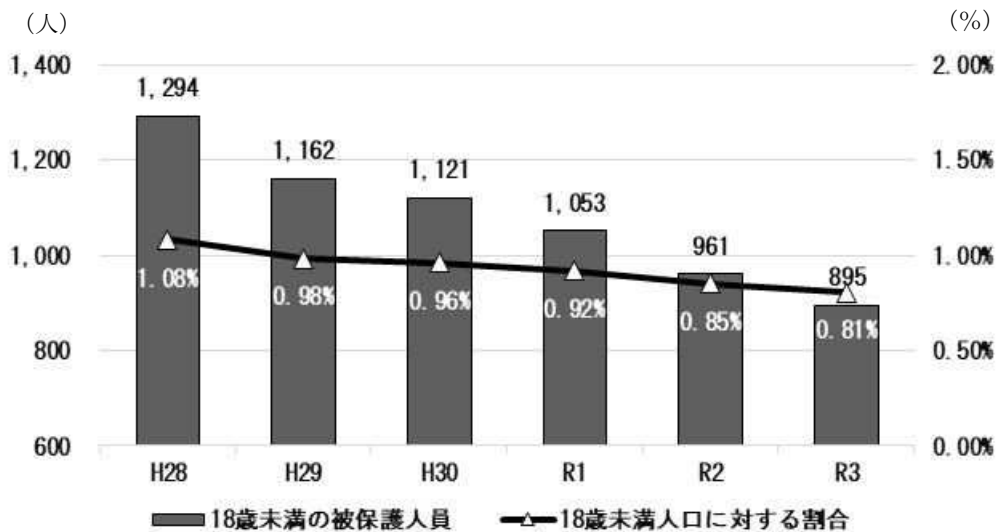
■生活保護世帯数の推移（新潟市）



■その他世帯 ■障害・傷病者世帯 □高齢者世帯 ■ひとり親家庭（母子世帯）

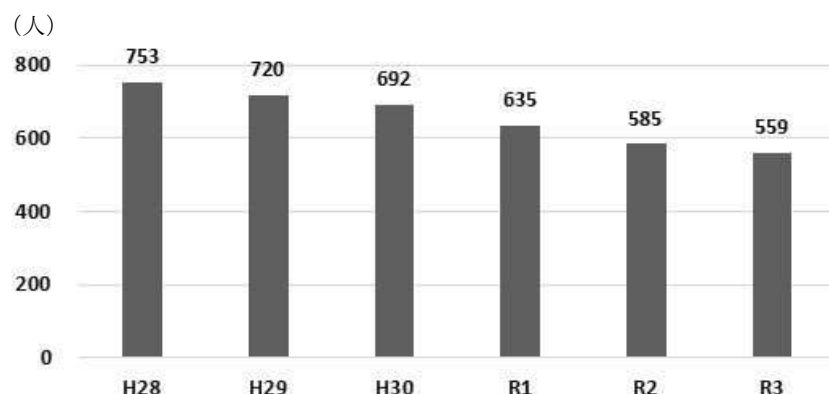
（新潟市調べ 保護推移より）

■18歳未満の被保護人員及び18歳未満人口に対する割合の推移（新潟市）



（新潟市調べ 各年度3月末日現在）

■生活保護の教育扶助人員の推移（新潟市）



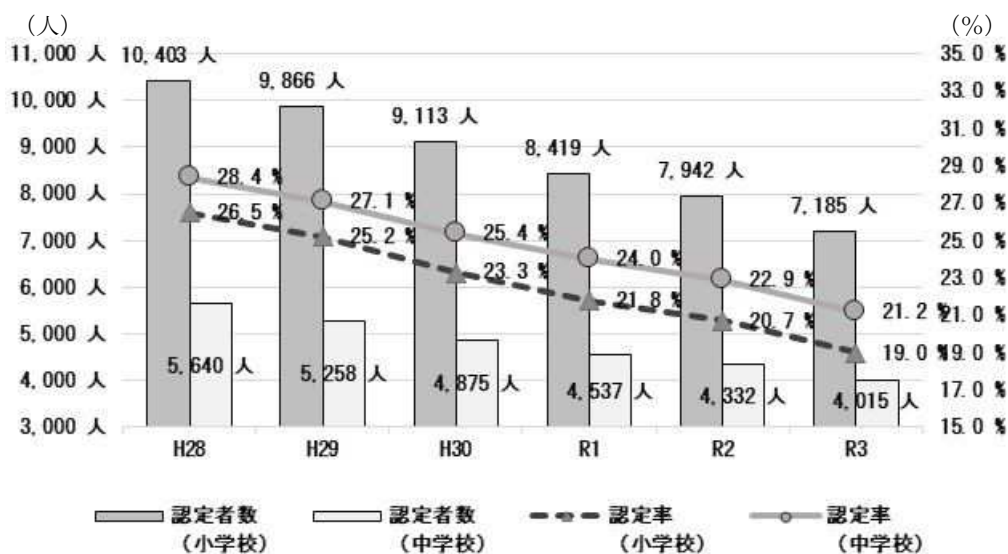
(生活保護速報値全データ_自治体用 各年度3月末日現在)

(3) 就学援助の状況

経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を支給する「就学援助」の本市における認定者数は、令和3年度で小学校が7,185人、中学校が4,015人となっており、全児童生徒数の約2割が認定されています。

推移をみると、小学校、中学校ともに認定者数、認定率ともに減少傾向です。

■就学援助の認定者数・認定率の推移（新潟市）



(新潟市教育委員会調べ)

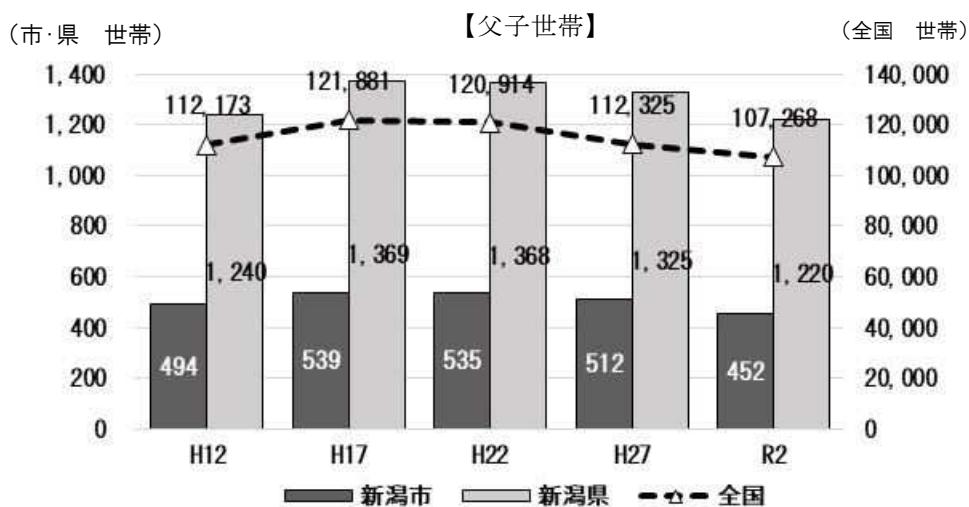
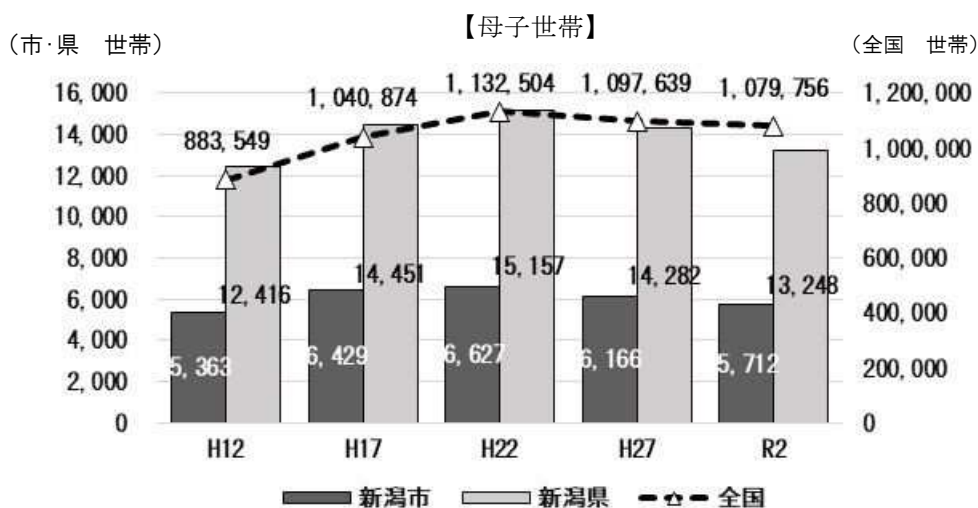
(4) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに、平成22年度以降減少傾向で推移しており、令和2年時点で母子世帯数が5,712世帯、父子世帯数が452世帯となっています。

また、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数は、毎年減少傾向です。

市民アンケート調査の結果からひとり親世帯の保護者の就労形態をみると、子ども・若者がいる世帯と比べて、母子世帯では、「正社員・正規職員・会社役員」「嘱託(しょくたく)・契約社員・派遣職員」及び「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高く、父子世帯では、「自営業(家族従事者、内職、自由業、フリーランスを含む)」の割合が高くなっています。また、経済的にできないこととして、ひとり親世帯では、子ども・若者がいる世帯と比べて「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「有料の学習塾に通わせる」「有料の習い事に通わせる」の割合が高くなっています。

■ 母子世帯・父子世帯数の推移

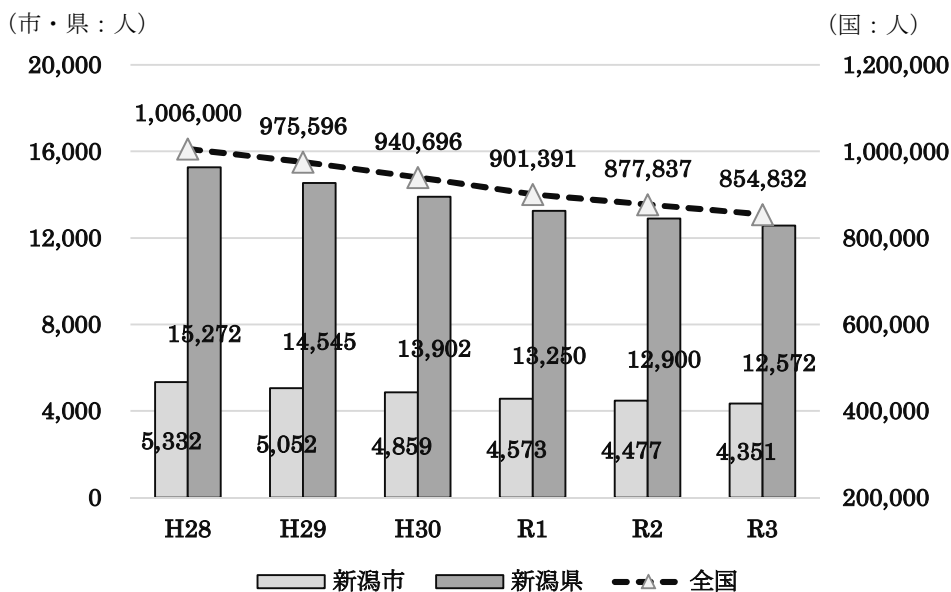


(国勢調査)

※女親または男親と18歳未満の子からなる世帯数。

※H12の新潟市数値は合併前数値

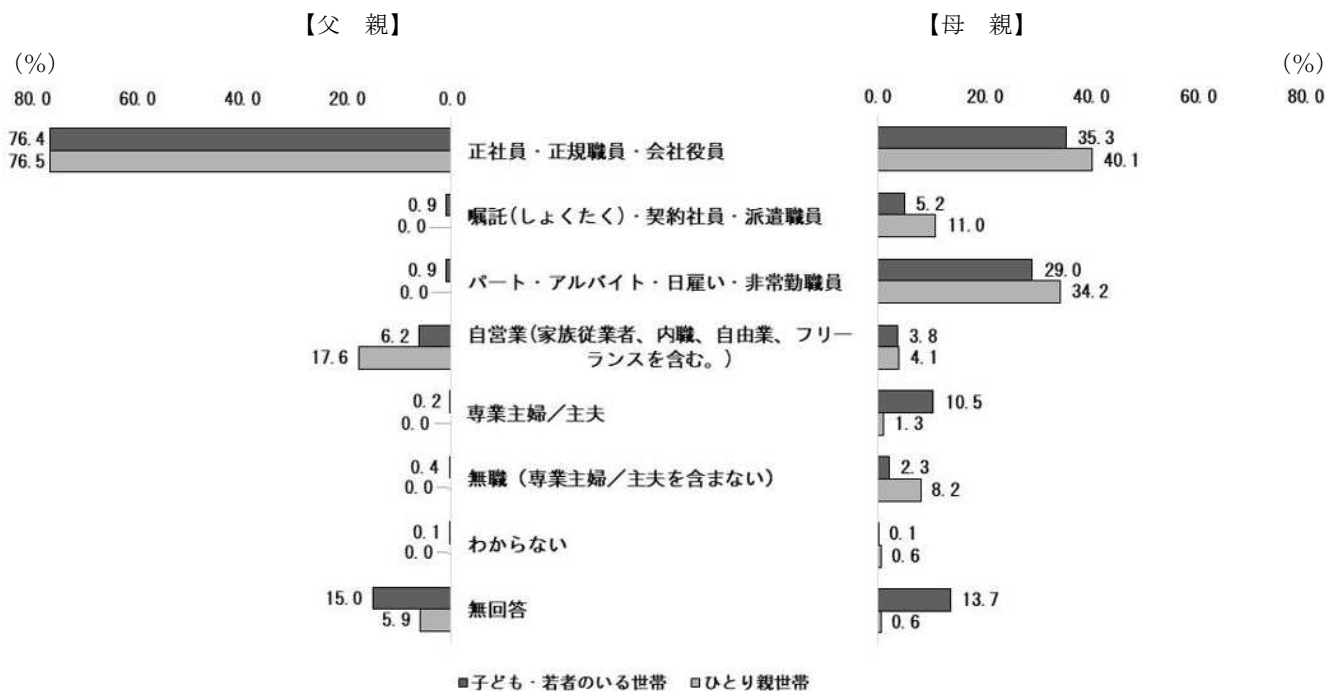
■児童扶養手当受給者数の推移



※H22.8月から父子世帯も支給対象となっている

(厚生労働省 福祉行政報告例 各年度3月末日現在)

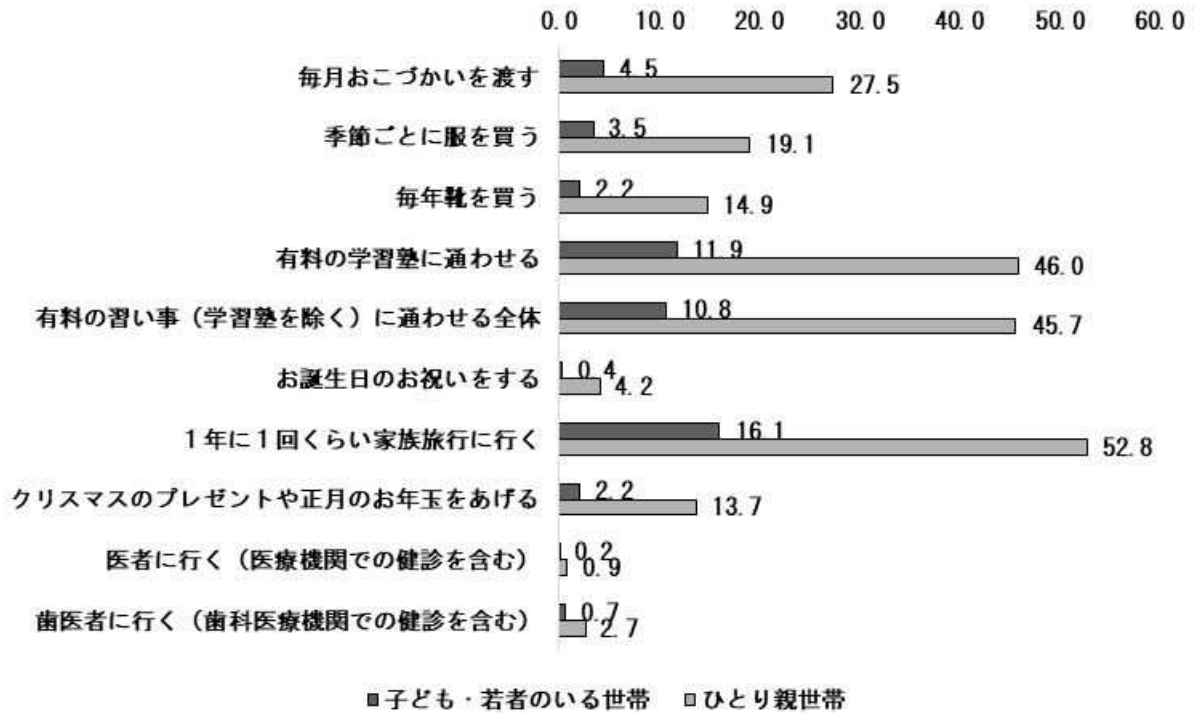
■子ども・若者のいる世帯とひとり親世帯の就労形態の比較



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■ 経済的にできないこと

(%)



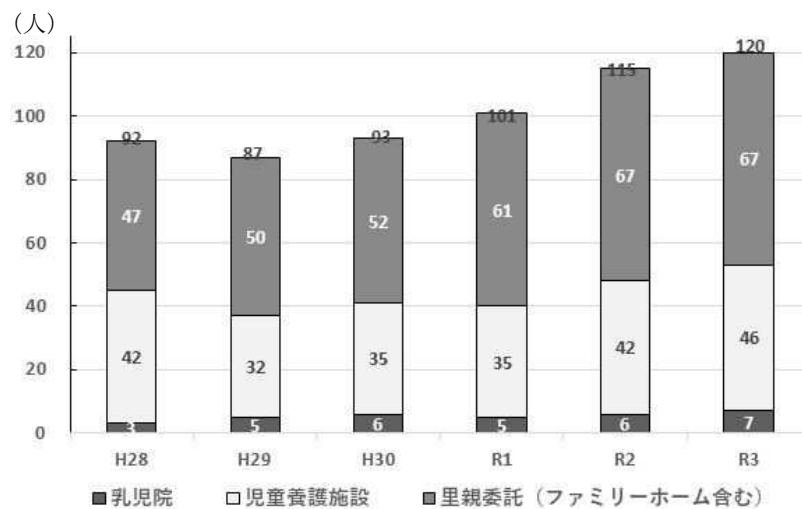
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(5) 社会的養護の状況

本市において、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱えている家庭への支援を行う「社会的養護」のもとで暮らす子どもの人数は、令和3年度末時点で乳児院が7人、児童養護施設が46人、里親委託が67人、計120人となっています。

また、母子生活支援施設には、令和3年度で22世帯が入所しています。

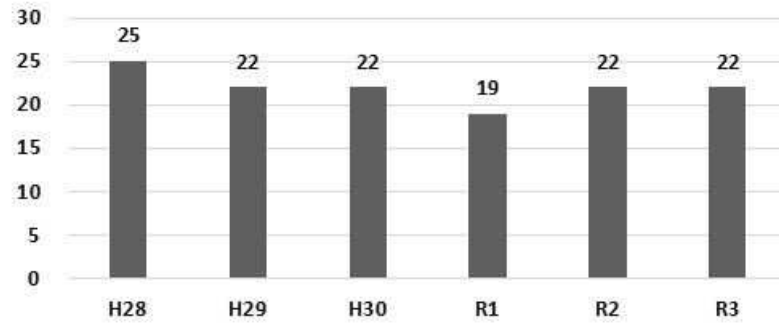
■ 乳児院・児童養護施設入所及び里親委託児童数の推移（新潟市）



(厚生労働省 福祉行政報告例 各年度3月末日現在)

■ 母子生活支援施設の入所世帯数の推移（新潟市）

（世帯）



（新潟市調べ）

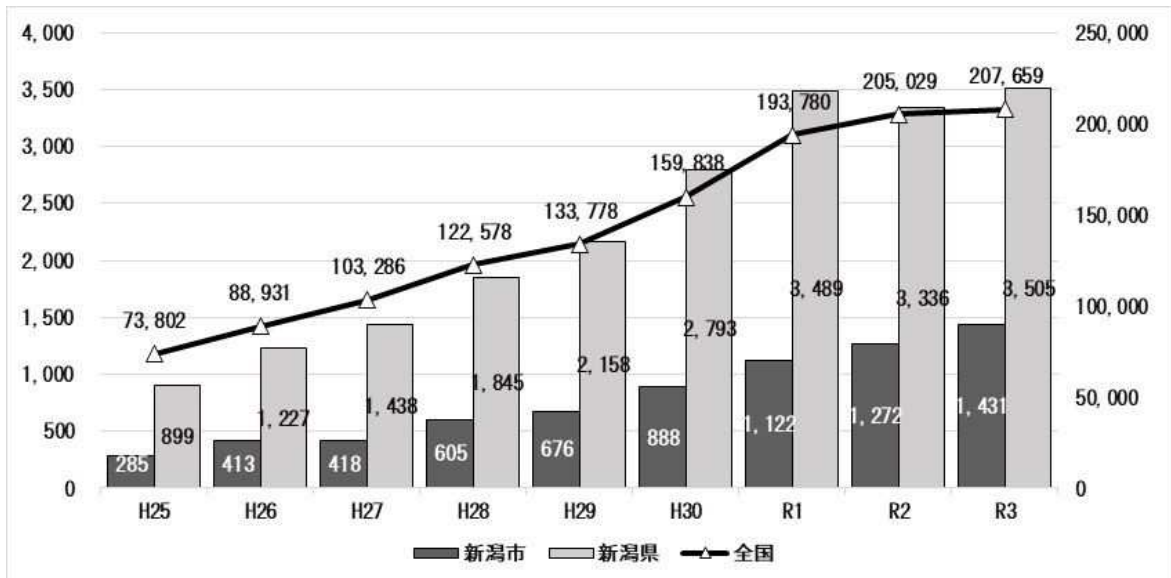
（6）児童虐待の状況

児童相談所において相談を受け、対応した児童虐待の件数は、全国、県、本市すべてにおいて増加傾向にあり、令和3年度の相談対応件数は1431件となっています。

■ 児童虐待相談対応件数の推移

（市・県：人）

（国：人）



（厚生労働省 福祉行政報告例）

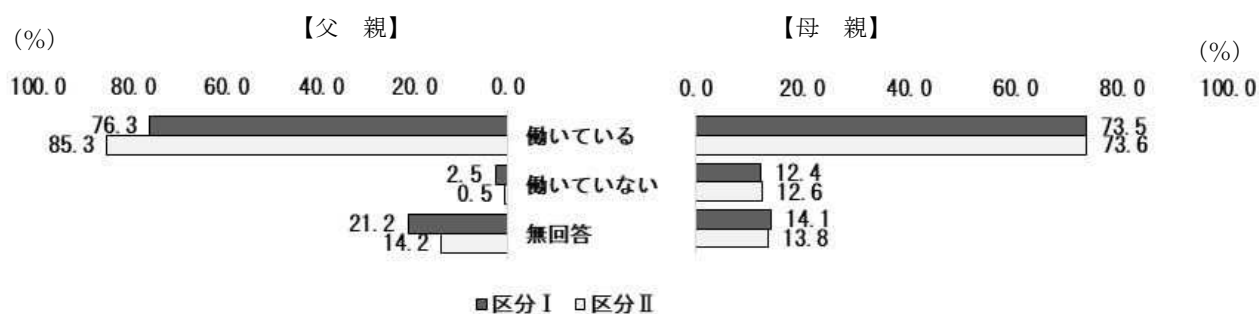
3 保護者の状況

(1) 就労状況

市民アンケート調査の結果から保護者の就労状況をみると、区分Ⅰでは父親の約8割、区分Ⅱでは約9割が就労し、母親の約7割が働いています。

父親の就労形態をみると、区分Ⅱでは約8割が「正社員・正職員」に対し、区分Ⅰでは約5割となっています。また、母親の就労形態をみると、「パート・アルバイト」は区分Ⅱに比べて区分Ⅰの割合が高く、「正社員・正規職員」は区分Ⅰに比べて区分Ⅱの割合が高くなっています。

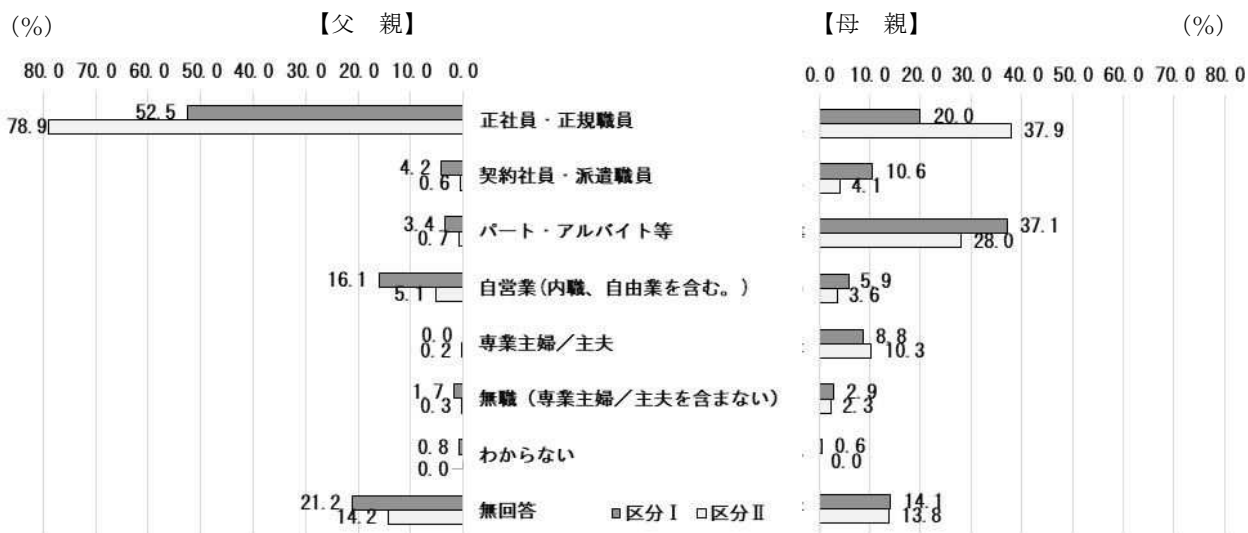
■就労の有無（子ども・若者のいる世帯）



※無回答を除く割合

(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■就労形態（子ども・若者のいる世帯）



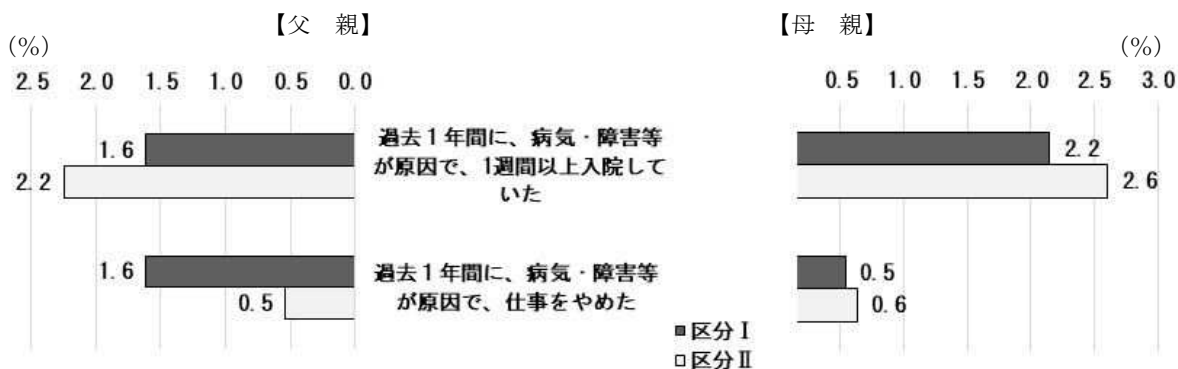
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(2) 障がい・疾病の状況

市民アンケート調査において、保護者の病気・障がい等の状況についてうかがったところ、父親、母親ともに区分Ⅰよりも区分Ⅱにおいて2%以上の割合で、過去1年間に病気・障がい等が原因で1週間以上入院した経験があると回答しています。

また、区分Ⅰの父親の約2%が、過去1年間に病気・障がい等が原因で仕事をやめたと回答しています。

■保護者の障がい・疾病の状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

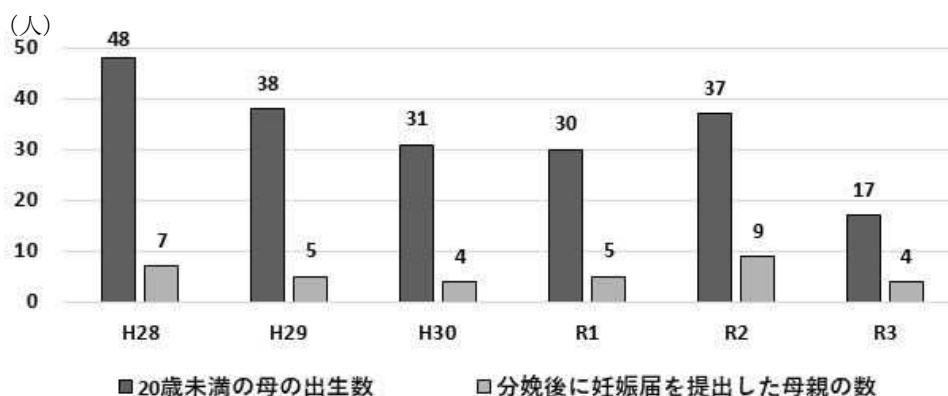
(3) 若年出産の状況

20歳未満で出産した母親は、令和3年度で17人となっています。15歳以上20歳未満の女性に対する割合は0.10%で、全国と比べて低い値となっています。

また、分娩後に妊娠届を提出した母親の数は、令和3年度で4人となっています。様々な事情で分娩後まで提出していないことが想定されますが、妊娠中において適切な支援、指導が受けられていない状況にあったと考えられます。

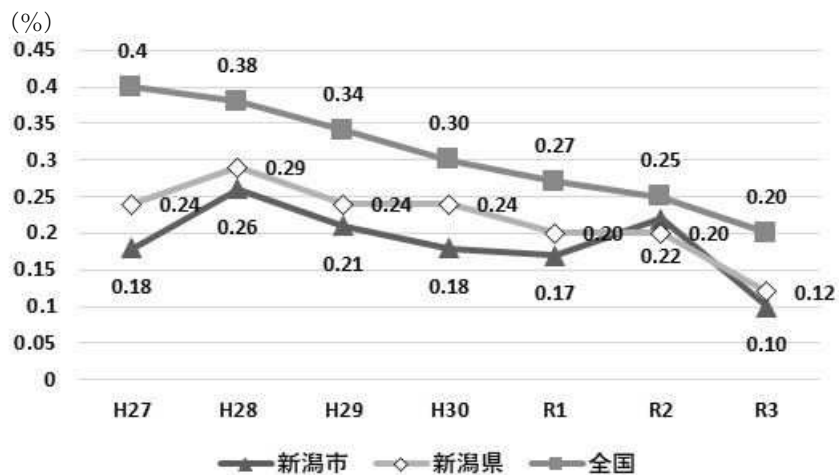
市民アンケート調査において、初めて親になった年齢についてうかがったところ、区分Ⅱに比べて、区分Ⅰでは20代前半で親になった割合が高く、母親の約30%が20代前半で親になっています。

■20歳未満の母の出生数及び分娩後に妊娠届を提出した母親の数の推移（新潟市）



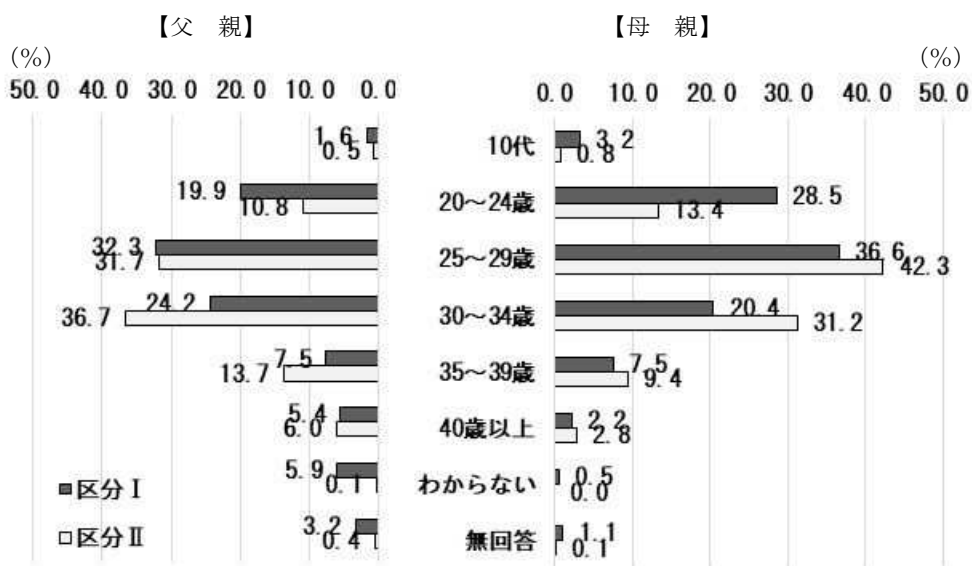
(20歳未満の母の出生数：e-stat 人口動態統計確定数 出生
分娩後に妊娠届を提出した母親の数：新潟市の保健と福祉（保健編）)

■15～20歳未満の女性に対する20歳未満の母の出生数の割合の推移



(15～20歳未満の女性の人数：e-stat 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(各年1月1日)
20歳未満の母の出生数：e-stat 人口動態統計確定数 出生)

■初めて親になった年齢（子ども・若者のいる世帯）



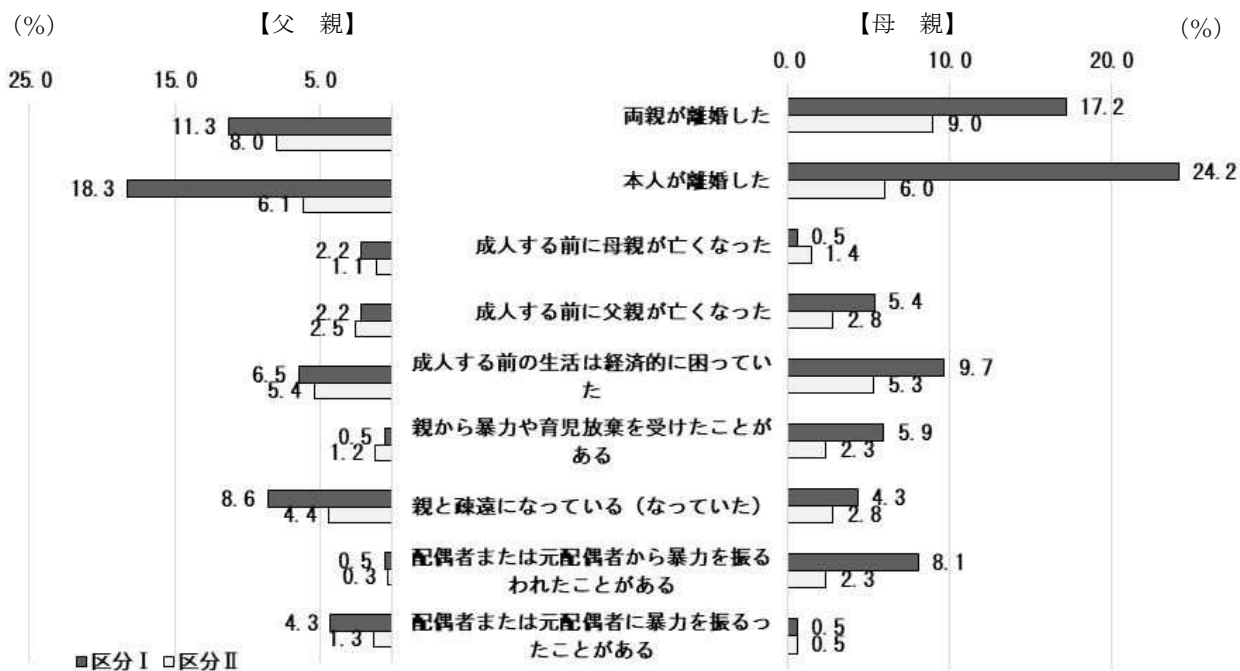
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(4) 過去の状況

市民アンケート調査の結果をみると、区分Ⅰの世帯の母親では、約2割の人が両親の離婚を経験しています。また、区分Ⅰの世帯では、父親、母親ともに約2割が本人の離婚経験を有しています。

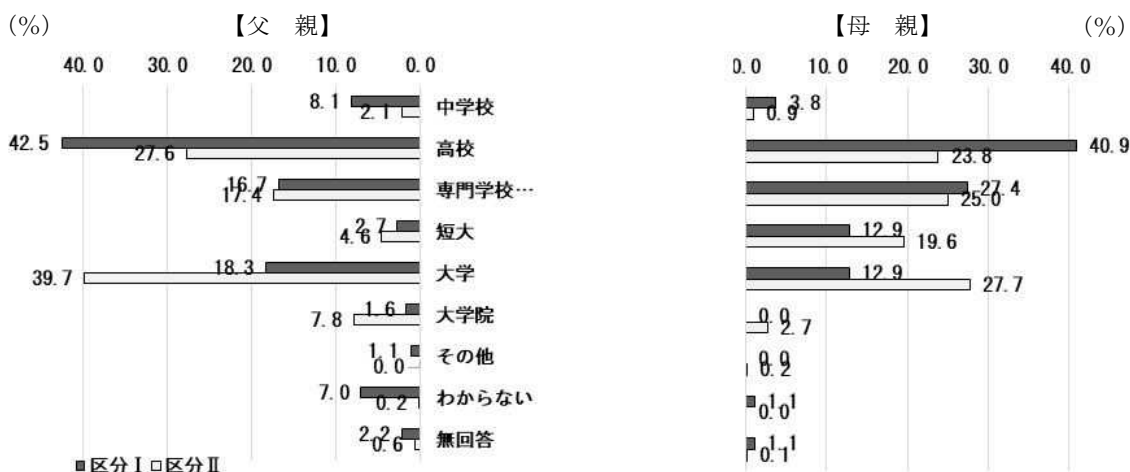
両親の最終学歴をみると、「大学」の割合が、区分Ⅰの世帯と区分Ⅱの世帯で差がみられます。

■保護者自身の経験（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■保護者の最終学歴（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

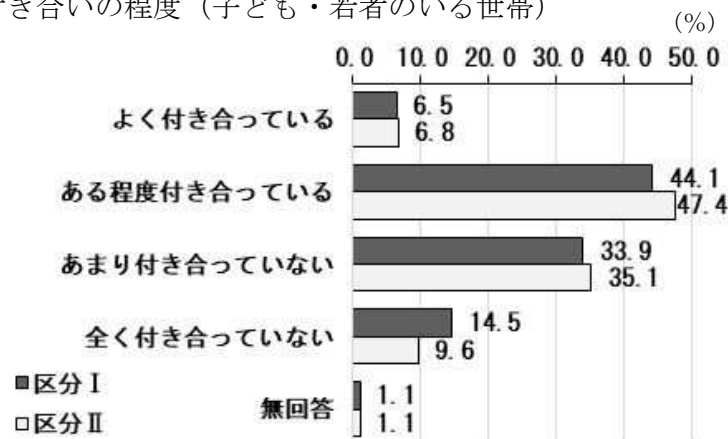
(5) 地域・社会とのつながり

市民アンケート調査の結果をみると、地域との付き合いの程度について、区分Ⅰの世帯と区分Ⅱの世帯を比べても、明確な差異は見られません。

また、子育てに関する相談について、頼れる人が「いる」人の割合が、区分Ⅰの世帯では区分Ⅱの世帯と比べて低く、頼れる人が「いない」と回答した人が、区分Ⅰの世帯では区分Ⅱの世帯と比べて高くなっています。

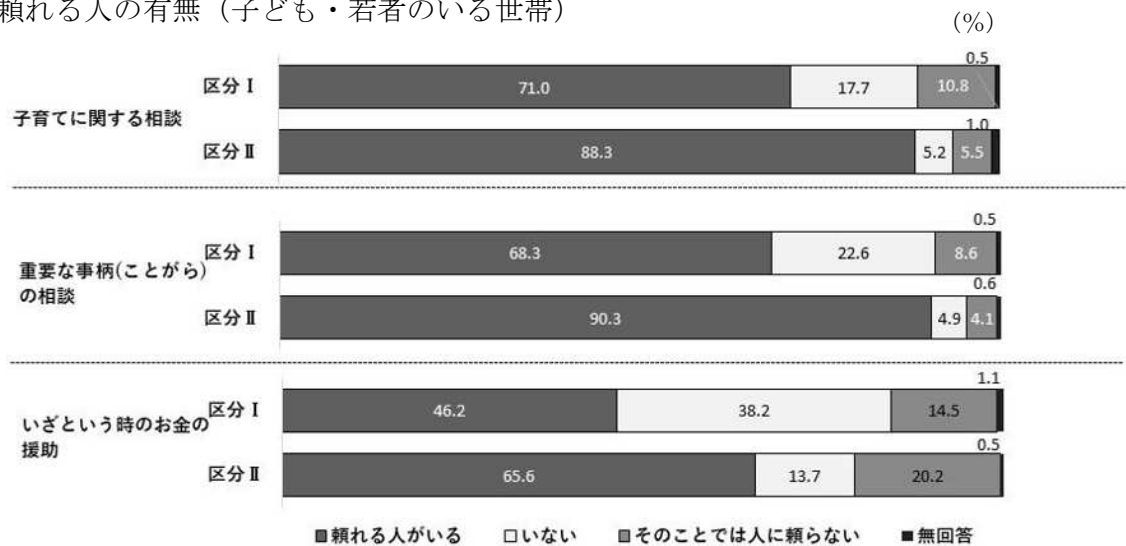
子育て支援センター等の利用状況をみると、区分Ⅰでは区分Ⅱに比べて「利用したことがある」の割合が低くなっています。

■地域との付き合いの程度（子ども・若者のいる世帯）



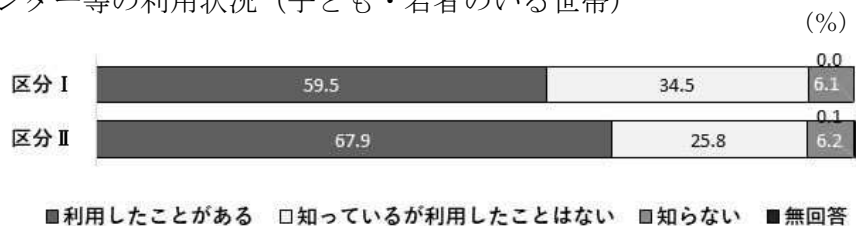
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■頼れる人の有無（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■子育て支援センター等の利用状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

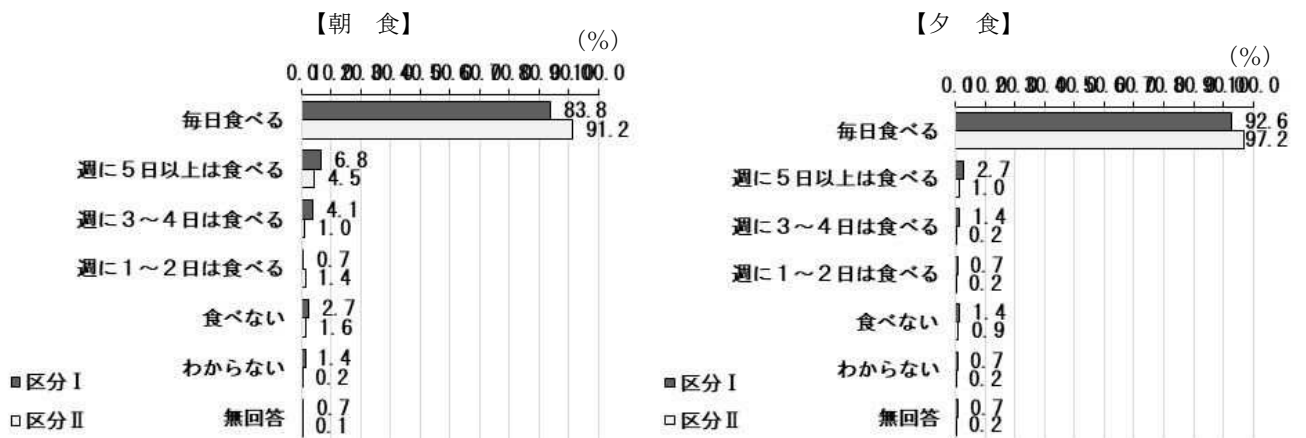
4 子ども・若者の状況

(1) 食事・生活習慣の状況

市民アンケート調査で保護者に子どもの食事の状況についてうかがったところ、朝食の欠食状況において区分Ⅰと区分Ⅱで差がみられました。

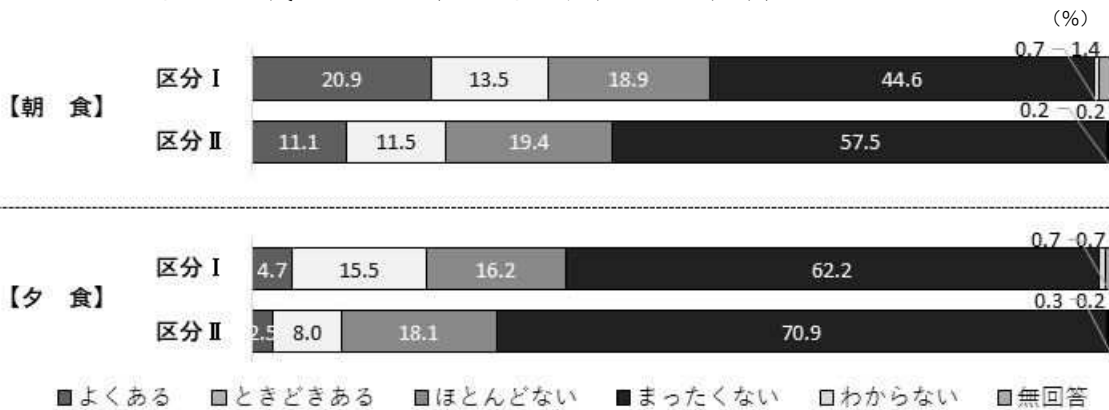
また、子どもだけで食べている状況について、区分Ⅰの世帯では、朝食で3割弱、夕食で2割弱の人が「よくある」、「ときどきある」と回答しており、区分Ⅱと比べてその割合が高くなっています。

■朝食・夕食の欠食状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■子どもだけで食べること（子ども・若者のいる世帯）



■よくある □ときどきある ■ほとんどない ■まったくない □わからない □無回答

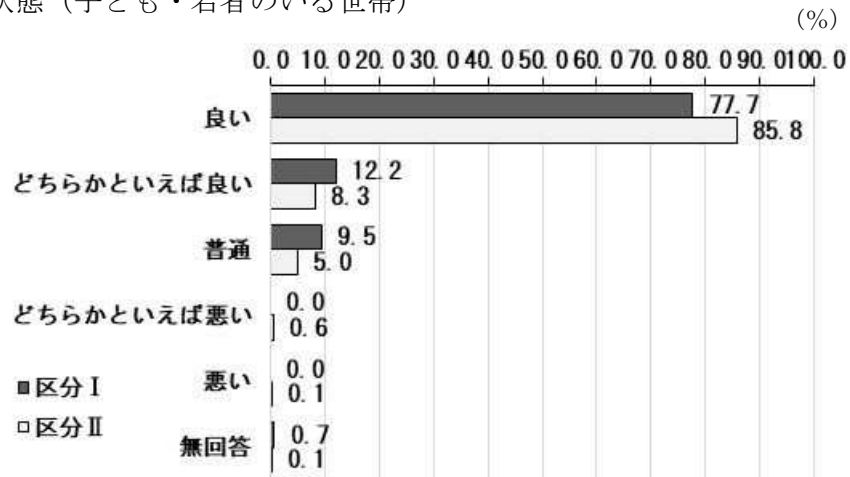
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(2) 健康状態・むし歯の状況

市民アンケート調査において、保護者に子どもの健康状態についてうかがったところ、「良い」の回答割合が、区分Ⅰでは約8割、区分Ⅱでは約9割でした。

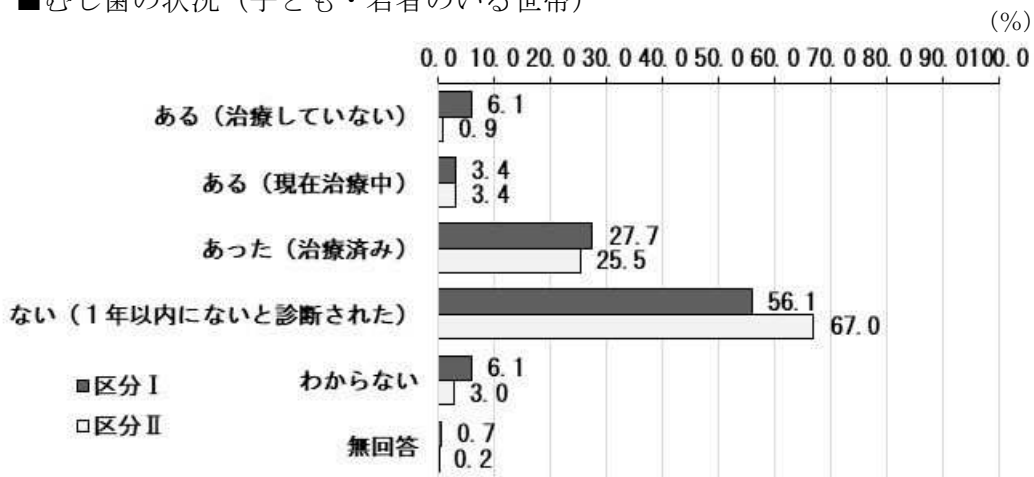
むし歯の状況をみると、「ない」の回答割合が区分Ⅰで約6割、区分Ⅱで約7割となっています。また、区分Ⅰでは区分Ⅱに比べて「ある（治療していない）」の割合が高くなっています。

■健康状態（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■むし歯の状況（子ども・若者のいる世帯）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(3) 学習・進学状況

新潟県内の高等学校における中途退学者数は、令和3年度で381人、全生徒に対する割合（中途退学率）は0.7%となっています。

市民アンケート調査で、ひとり親世帯の子ども（中学生・高校生）に「希望として、将来どの学校まで行きたいか」（以下「希望」という）と、「現実として、どの学校まで行くことになると思うか」（以下「現実」という）についてうかがったところ、「希望」は「大学」が約5割となっていますが、「現実」は約4割と差がみられます。また、2割強の人が、進学の「希望」と「現実」が異なると考えており、その理由について、「自分の学力」、「経済的余裕のなさ」が上位にあがっています。

また、無料の学習機会について、4割弱の子どもが「利用したことがある」「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」と回答しています。

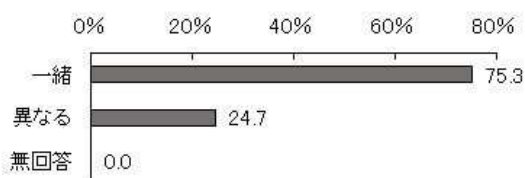
■高校中途退学者数の状況

	中途退学者数		中途退学率	
	全国	新潟県	全国	新潟県
H27年度	49,263人	915人	1.4%	1.3%
H28年度	47,249人	799人	1.4%	1.3%
H29年度	46,802人	849人	1.3%	1.4%
H30年度	48,594人	711人	1.4%	1.2%
R1年度	42,882人	623人	1.3%	1.1%
R2年度	34,965人	578人	1.1%	1.0%
R3年度	38,928人	381人	1.2%	0.7%

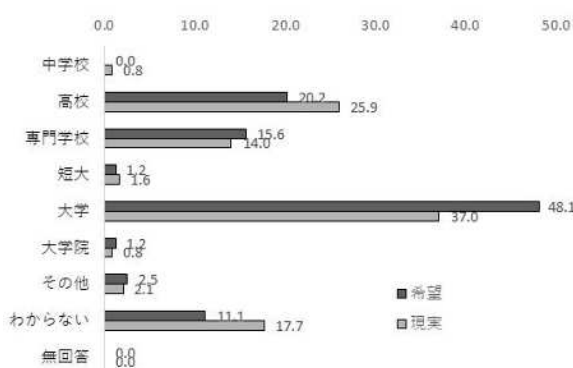
（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

■進学の「希望」と「現実」（ひとり親世帯の子ども）

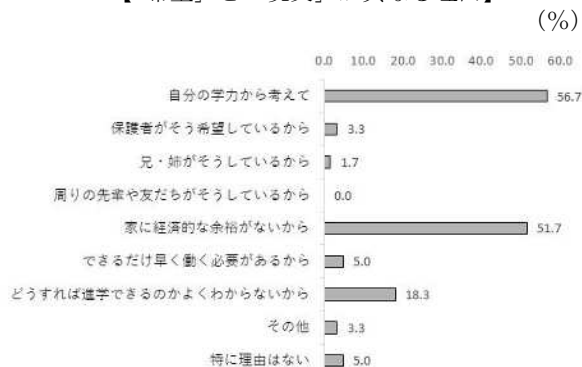
【「希望」と「現実」の差】



【「希望」及び「現実」の進学先】

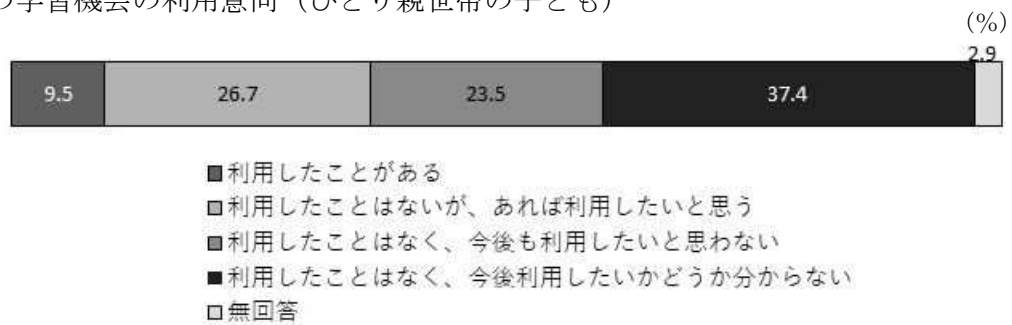


【「希望」と「現実」が異なる理由】



（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査）

■無料の学習機会の利用意向（ひとり親世帯の子ども）



（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査）

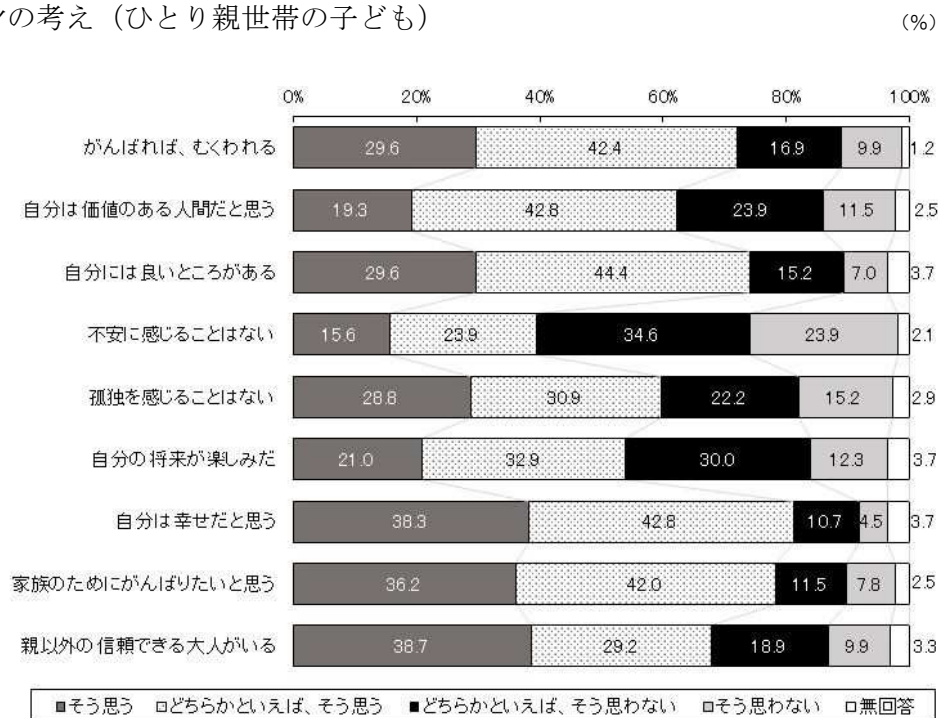
（4）自己肯定感、悩み・心配ごとの状況

市民アンケート調査で、ひとり親世帯の子どもに自身の考えについてうかがったところ、約6割の人が不安に感じることがあり、4割弱の人が自分は価値のある人間だと思わないと回答しています。一方、約8割の人が「自分は幸せだと思う」とし、約8割の人が「家族のためにがんばりたい」、7割強の人が「自分には良いところがある」、「がんばれば、むくわれる」と回答しています。

また、悩みや心配ごとについて、6割強の人が悩みを抱えており、「学校の勉強のこと」、「友人関係」、「家族のこと」が上位に来ています。悩みや心配ごとの相談相手は、「親」、「学校の友だち」がそれぞれ約6割と高くなっていますが、「だれにも相談できない、相談したくない」と回答した人も1割強となっています。

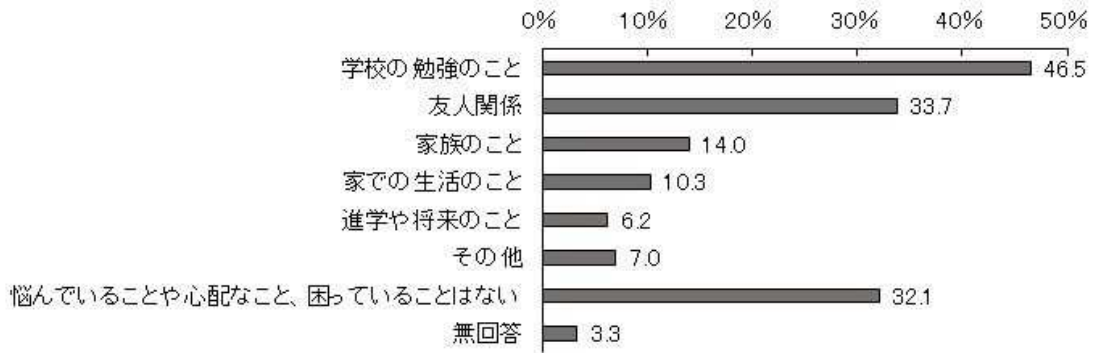
夢の有無では、5割強が「ある」、4割強が「ない」と回答しています。

■自身の考え（ひとり親世帯の子ども）



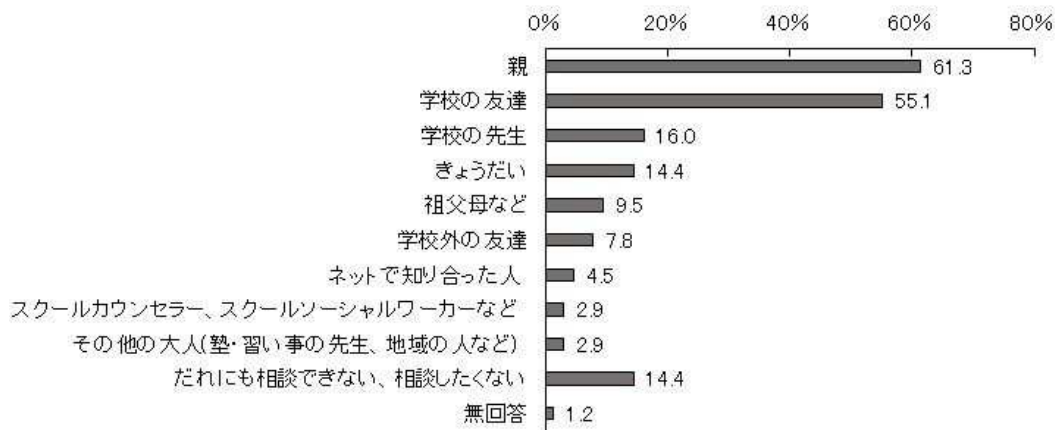
（新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査）

■悩みや心配ごと、相談したいこと（ひとり親世帯の子ども）



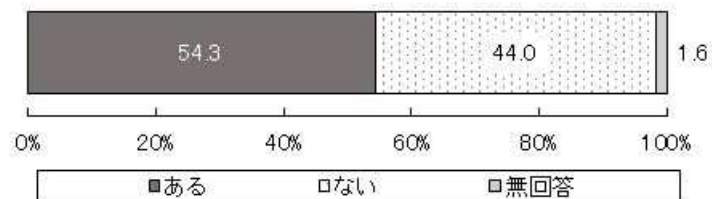
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■悩みや心配ごとの相談相手（ひとり親世帯の子ども）



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■夢の有無（ひとり親世帯の子ども）



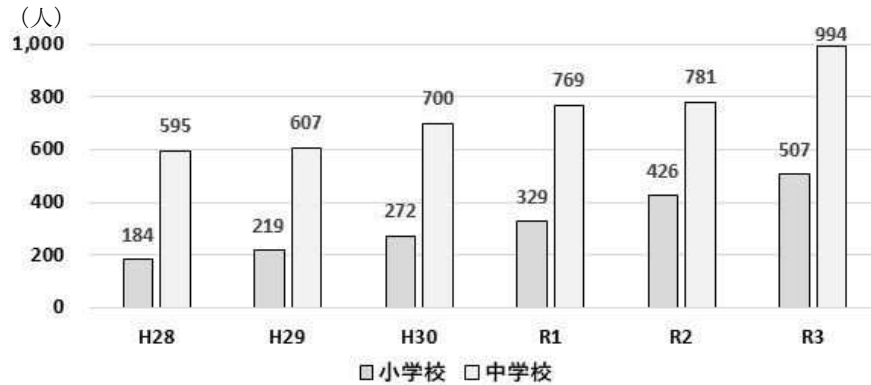
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(5) 不登校の状況

本市における小・中学校の不登校児童・生徒数は、令和3年度、小学校で507人、中学校で994人となっています。

また、在籍児童・生徒数に対する割合は、小学生で1.33%、中学生で5.21%となっています。

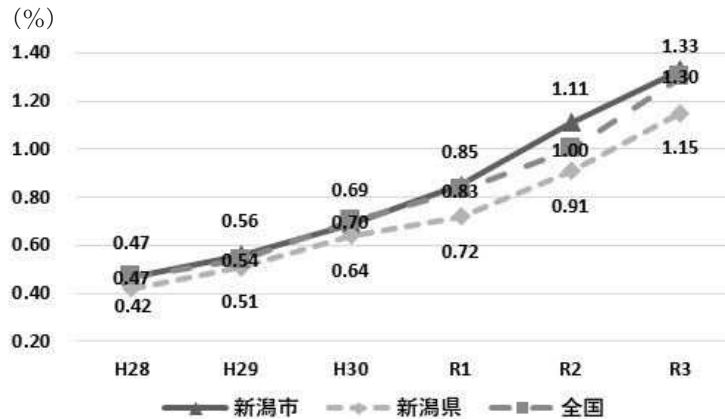
■新潟市の不登校児童・生徒数の推移（新潟市）



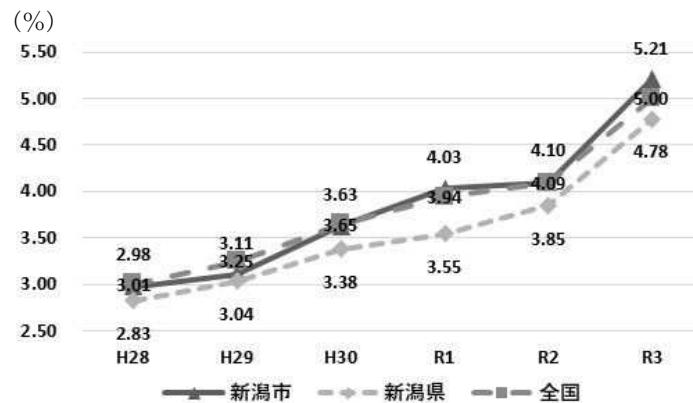
(新潟市教育委員会調べ)

■在籍児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合の推移

(小学校)



(中学校)



(市：新潟市教育委員会調べ 県、全国：文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

(6) 若者の状況

本市における若年無業者の状況をみると、15歳から34歳人口のうち、約1割にあたる15,400人が就業を希望する無業者となっています。

市民アンケート調査の結果をみると、18歳から23歳の若者の7%が「就学・就労していない」と回答しています。

また、18歳から23歳の若者の約4割が奨学金を利用しています。

社会人となっている若者の最終学歴をみると、区分Ⅰの世帯では「高等学校卒業」が最も多く、区分Ⅱの世帯では「大学卒業」が最も多くなっています。

■若年無業者の状況

	新潟市		新潟県	全国
	人数	割合	割合	割合
15-34歳人口	158,600人	-	-	-
無業者(家事従事者・通学者含む)	59,600人	37.6%	36.9%	35.0%
就業希望者	15,400人	9.7%	8.8%	9.2%
求職者	7,700人	4.9%	4.4%	4.6%
非求職者	7,600人	4.8%	4.4%	4.6%
非就業希望者	44,300人	27.9%	28.0%	25.6%

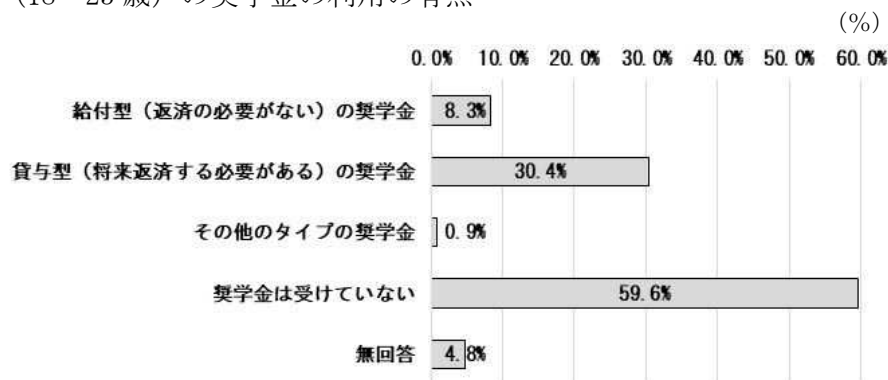
(総務省 平成29年就業構造基本調査)

■若者(18~23歳)の就学・就労状況



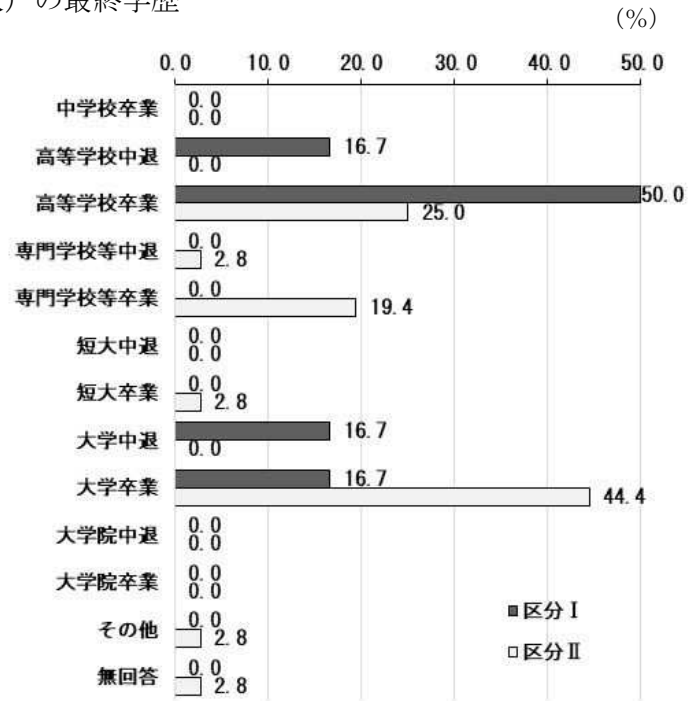
(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■若者(18~23歳)の奨学金の利用の有無



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

■若者（社会人）の最終学歴



(新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査)

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が、令和2年に入ってから新潟市でも感染が拡大し、感染拡大を防ぐため社会的距離（物理的距離）の拡大が推奨され、学校や園、職場での行動や、生活様式が流行前と比べて大きく変化しました。新潟市では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の実施や、子ども食堂を実施する事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る取組に要する経費の助成を行う等の経済的支援策を行いました。

今回の市民アンケート調査では、感染拡大により社会経済活動に及ぼした影響を調べるため、調査項目に新型コロナウイルスの影響を考慮した項目を加えました。

市民アンケート調査の結果をみると、令和2年4月と令和3年10月現在の比較について、区分Ⅰの世帯の4割弱、区分Ⅱの世帯の約2割が「就労状況に変化があった」としています。

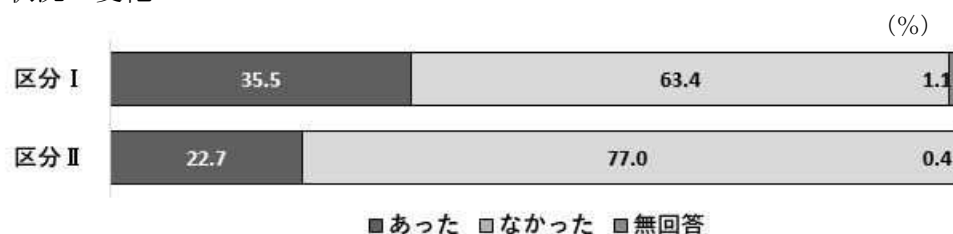
また、区分Ⅰの世帯の5割弱が「収入が減った」としています。「収入が減った」と回答した方のうち、「5割以上減った」と回答した方は、世帯は区分Ⅰ、区分Ⅱともに約2割でした。

食生活の変化では、区分Ⅰの世帯の5割弱が「1回の食事量を制限している/することがある」「一日の食事回数を制限している/することがある」「子どもを優先的に食べさせている/食べさせることがある」としていますが、区分Ⅱの世帯では1割以下であり、明確な差が生じました。

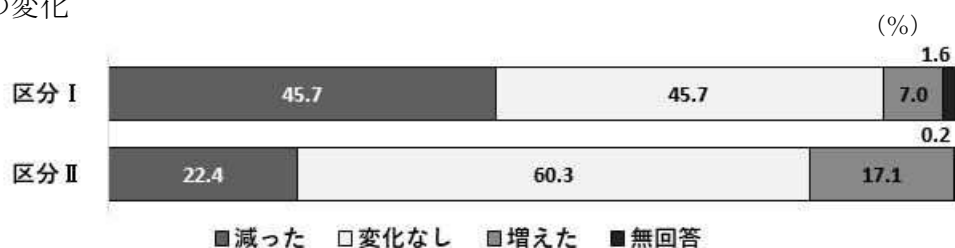
「新型コロナウイルス感染防止のために生じた困りごと」では、区分Ⅰの世帯の約3割、区分Ⅱの世帯の約1割が「困りごとが生じているが相談していない」としています。

上記の質問にて「困りごとが生じているが相談していない」と回答した方のうち、区分Ⅰの世帯では約1割が「相談することに抵抗があるから」としています。

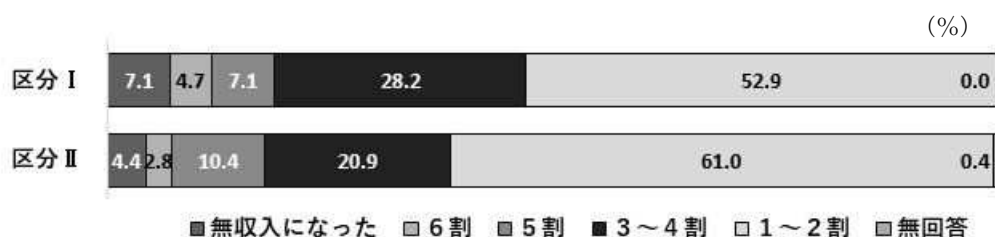
■就労状況の変化



■収入の変化

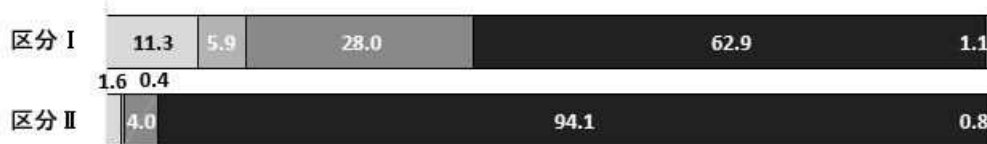


■収入減少の割合（減った方のみ）



■食生活の変化

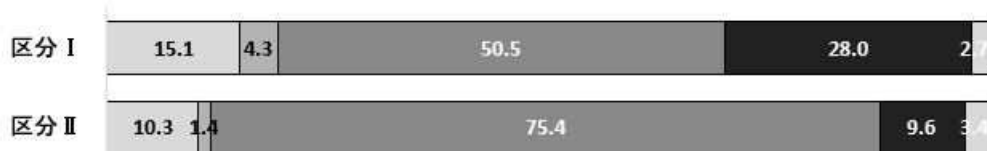
(%)



- 1回の食事量を制限している/することがある
- 1日の食事回数を制限している/することがある
- 子どもを優先的に食べさせている/食べさせることがある
- あてはまる選択肢はない
- 無回答

■新型コロナウイルス感染防止のために生じた困りごと

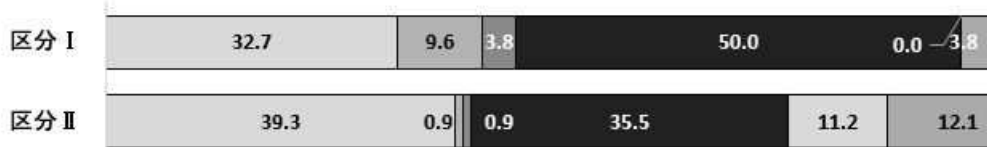
(%)



- 身内に相談した(している)
- 行政や支援団体等に相談した(している)
- 特に困りごとが生じていないので相談していない
- 困りごとが生じているが相談していない
- 無回答

■困りごとを相談しない理由

(%)



- 自分で何とかすべきと思うから
- 相談することに抵抗があるから
- 相談する方法がわからないから
- 相談しても解決しないと思うから
- その他
- 無回答

5 課題と施策に求められる視点

令和3年度の市民アンケート調査では、子ども・若者のいる世帯の1割強、ひとり親世帯の7割弱が区分Ⅰに分類され、ひとり親世帯の区分Ⅰに分類される世帯は、平成29年に実施した調査よりも約16%増加している結果となり、経済的な背景を踏まえた子育て・子育ての支援が必要とされている実態が見えてきました。また、困難な状況にある家庭や子どもは、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況もみられることから、一人ひとりの状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが求められています。

(1) 子どもの健やかな成長に向けた支援

市民アンケート調査から、家庭の経済的な状況により、子どもが体験できる経験や食事の状況、健康状況などに差がみられました。また、自身の学力や家の経済面を理由に、進学に対する希望と現実の違いがみられるなど、経済的状況を含む家庭環境などから、進学をあきらめてしまう状況がうかがえます。すべての子どもが健やかに育つ環境を整備するとともに、経済的な状況によらず学習ができる環境づくりや希望に応じた進学のための支援、社会経験や交流体験ができる環境を整えることが必要です。

また、平成29年度に実施した時よりも、自己肯定感の低下、悩み・心配ごとを抱える子どもの割合が増加しています。悩みや心配事の相談相手として、親や学校の友達、学校の先生以外の選択肢（祖父母、学校外の友達等）が見られるようになりましたが、だれにも相談できない、相談したくないと回答する子どももみられます。そうした子どもたちが相談できる場所や安心して過ごせる居場所が求められています。

さらに、支援者アンケート調査では、多忙な保護者に代わる大人との関係性の希薄さ、学校以外での社会経験や情緒を育む機会の乏しさ、愛着に対する不安定さなど、困難な状況にある子どもたちの気持ちに寄り添った支援の必要性などに関する意見があり、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

【調査結果からみられる課題】

- 家庭の経済的状況により、子どもの経験や食事に差がみられる。
- 家庭環境から学習や進学に対する意欲が弱まってしまう子どももいる。
- 悩み・心配ごとを抱える子どもの割合の増加。不安があっても、誰にも相談できない、したくない子どももいる。
- 子どもたちの気持ちに寄り添った支援の必要性

【施策に求められる視点】

- すべての子どもの健やかな成長の支援
- 経済的状況によらない学習環境や進学のための支援
- 経済的状況にかかわらず社会経験や交流体験ができる機会の充実
- 不安や悩みを相談できる場所や安心して過ごせる居場所の整備
- 子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援

(2) 困難な状況にある家庭への支援

市民アンケート調査の結果をみると、家庭の経済的な状況が、子どもの経験や学習・進学機会や未来への希望の持ち方などに影響している状況がみられており、保護者の安定した就労と経済的な支援の充実を図る必要があります。

子ども・若者のいる世帯の父親とひとり親家庭の父親について、7割以上が正規職員であり、割合もほとんど一緒でしたが、ひとり親家庭の母親は4割以上が非正規職員であり、比較的不安定な就労状況に置かれています。しかし一方では、4割近くが正規職員として働きながら子育てをしています。ひとり親家庭の親は家計と子育てを一人で担う必要から、就労面で制約を受けることや心身に大きな負担を抱えることもあり、就労支援等による経済基盤の確保に加え、健康面や生活面など様々な側面から支援していく必要があります。

支援者アンケート調査では、経済的な課題の背景に、保護者の妊娠・出産の状況や支援者の不存在、障がい・疾病、過去の経験など様々な要因があるという意見や、経済的な困難さが要因となり、有償の子育て支援サービス利用に至らず、家族のみで子育てを行う、さらには、きょうだいに子育てを手伝わせる状況が聞かれました。

妊娠・出産段階から、保護者が抱えている困難やその背景等を踏まえ、生活に寄り添った切れ目のない支援と保護者が困難を抱え込まないための養育支援・相談支援の充実を図る必要があります。

【調査結果からみられる課題】

- 経済的な困難の背景には、複合的な要因がみられ、様々な支援が必要とされている。
- 家庭の経済的状況が、子どもの経験や希望の持ち方に影響している状況がみられる。
- ひとり親家庭の母親の4割以上が非正規雇用として働いている。

【施策に求められる視点】

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 経済的自立に向けた支援
- ひとり親家庭に対する支援

(3) 地域全体で支える体制づくり

支援者アンケート調査では、子どもだけ、親だけではなく、「家族」という枠組みで支援を組み立てることの重要性を感じる、という意見がありました。また、本当に困っている・支援を必要としている市民に確実に届けるには、各支援機関が一定水準の支援制度や行政サービスを把握して、つなぎ方を理解していることが理想、という意見もありました。子どもや家庭の悩みや課題を的確に捉え、状況に応じた適切な支援につなげるためにも、子どもや家庭を支える人材の専門性を高めつつ、マンパワーの充実を図るとともに、教育・福祉をはじめ、分野間での連携・情報共有のしくみを構築していくことが必要です。

また、市民アンケート調査から保護者の状況をみると、経済的な状況により、地域とのつながりや相談相手の有無、子育て支援サービスの利用状況等に違いがみられました。困難を有している家庭等が地域社会から孤立せず、周囲の理解と支えを得ながら前向きに暮らしていくことができるよう、子どもや家庭を支える地域の活動や取り組みと連携・協力しながら、社会全体で子どもを見守り、育んでいく環境づくりとネットワークの構築が必要です。

【調査結果からみられる課題】

- 子どもの様子からは家庭環境の課題は見えづらい。
- 家庭の経済的状況により、地域社会とのつながりや相談相手、子育て支援の利用状況等に差がみられる。

【施策に求められる視点】

子どもや家庭を支える人材の専門性の向上とマンパワーの確保

各分野が連携した包括的な支援体制の構築

地域全体の理解と支え合う環境の整備

(第一期計画の振り返り)

第一期計画策定時に現状把握の指標とした、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げる25の指標と新潟市独自の6つの指標について、策定時と更新時の比較表を示す。

市の数値が算出できない項目もあるが、算出可能な項目においては、第一期計画策定時に比べて、改善または変化なしが多く見られた。

「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げる25の指標

No	指標	子どもの貧困対策指標 (第一期計画策定時)			(第二期計画策定時)			参考：全世帯の数値 (国)	
		数値	出典・基準日	数値	出典・基準日	数値	出典・基準日		
1	高等学校進学率	国	93.3%	厚生労働省調べ (H28.4.1)	国	93.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (国・市：R3年度) 新潟県子どもの貧困対策推進計画 (県：R3年度)	98.9%	学校基本調査 (R3.5.1)
		県	99.4%		県	97.0%			
		市	99.1%		市	97.3%			
2	高等学校中退率	国	4.5%	厚生労働省調べ (H28.4.1)	国	3.6%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (国・市：R3年度) 新潟県子どもの貧困対策推進計画 (県：R3年度)	1.2%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (R3年度)
		県	6.0%		県	4.5%			
		市	4.3%		市	1.9%			
3	大学等進学率	国	33.1%	厚生労働省調べ (H28.4.1)	国	39.9%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (国・市：R3年度) 新潟県子どもの貧困対策推進計画 (県：R3年度)	83.8%	学校基本調査 (R3.5.1)
		県	33.3%		県	43.6%			
		市	36.5%		市	50.0%			
4	就職率 (中学卒業後)	国	1.6%	厚生労働省調べ (H28.4.1)	国	1.0%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (R3年度)	0.2%	学校基本調査 (H30年度)
		県	0.0%		県	0.0%			
		市	0.0%		市	0.0%			
5	就職率 (高校卒業後)	国	44.3%	厚生労働省調べ (H28.4.1)	国	41.3%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ (R3年度)	18.2%	学校基本調査 (H30年度)
		県	50.0%		県	36.4%			
		市	45.8%		市	32.9%			
6	進学率 (中学卒業後)	国	97.5%	厚生労働省調べ (H28.5.1)	国	96.4%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ (R2.5.1)	98.9%	学校基本調査 (R3.5.1)
		県	93.8%		県	93.3%			
		市	100.0%		市	100%			
7	就職率 (中学卒業後)	国	1.5%	厚生労働省調べ (H28.5.1)	国	2.2%	厚生労働省調べ (R2.5.1)	0.20%	学校基本調査 (H30年度)
		県	6.2%		県	6.7%			
		市	0.0%		市	0.0%			
8	進学率 (高校卒業後)	国	24.0%	厚生労働省調べ (H28.5.1)	国	33.0%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ (R2.5.1)	83.8%	学校基本調査 (R3.5.1年度)
		県	7.1%		県	43.8%			
		市	0.0%		市	40.0%			
9	就職率 (高校卒業後)	国	70.4%	厚生労働省調べ (H28.5.1)	国	58.8%	厚生労働省調べ (R2.5.1)	18.2%	学校基本調査 (H30年度)
		県	78.6%		県	18.8%			
		市	100.0%		市	40.0%			
10	就園率 (保育所・幼稚園)	国	72.3%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	81.7%	全国ひとり親家庭等調査 (H28.11.1)	58.4%	学校基本調査 (H30年度)
		県	63.0%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (H26年度)	県	72.8%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R元年度)		
		市			市				
11	進学率 (中学卒業後)	国	93.9%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	95.9%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)	98.9%	学校基本調査 (R3.5.1)
		県			県				
		市			市				
12	就職率 (中学卒業後)	国	0.8%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	1.7%	全国ひとり親世帯等調査 (特別集計) (H28.11.1)	0.2%	学校基本調査 (H30年度)
		県			県				
		市			市				
13	進学率 (高校卒業後)	国	41.6%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	58.5%	全国ひとり親家庭等調査 (H28.11.1)	83.8%	学校基本調査 (R3.5.1年度)
		県			県				
		市			市				
14	就職率 (高校卒業後)	国	33.0%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	24.8%	全国ひとり親世帯等調査 (特別集計) (H28.11.1)	18.2%	学校基本調査 (H30年度)
		県			県				
		市			市				

15	スクールソーシャルワーカー (※1)の配置人数	国	1,780人	文部科学省調べ (H28年度)	国	3,091人	文部科学省調べ (R3年度)		
		県	10人	実績値 (H29年度)	県	13人	文部科学省調べ (R3年度)		
		市	3人	市教育委員会調べ (H29年度)	市	4人	市教育委員会調べ (R4年度)		
16	スクールカウンセラー (※2)の配置率 (小学校)	国	58.6%	文部科学省調べ (H28年度)	国	89.9%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (R3年度)		
		県	52.9%	派遣校数の実績値 (H29年度)	県	99.8%	県教育庁調べ (R3年度)		
		市	100.0%	市教育委員会調べ (H29年度)	市	100%	市教育委員会調べ (R3年度)		
17	スクールカウンセラー (※2)の配置率 (中学校)	国	88.4%	文部科学省調べ (H28年度)	国	93.6%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ (R3年度)		
		県	100.0%	実績値 (H29年度)	県	99.6%	県教育庁調べ (R3年度)		
		市	100.0%	市教育委員会調べ (H29年度)	市	100%	市教育委員会調べ (R3年度)		
18	就学援助制度に関する周知状況 (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	国	70.5%	文部科学省調べ (H27年度)	国	87.3%	文部科学省調べ (R3年度)		
		県	96.7%	県調べ (H26年度)	県	96.7%	文部科学省調べ (R3年度)		
		市			市				
19	就学援助制度に関する周知状況 (入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	国	69.6%	文部科学省調べ (H27年度)	国	77.9%	文部科学省調べ (R3年度)		
		県	96.7%	県調べ (H26年度)	県	90.0%	文部科学省調べ (R3年度)		
		市			市				
20	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子)	国	予約採用段階 72.2% 在学採用段階 97.2%	独立行政法人日本学生支援機構調べ (H28年度)	国	予約採用段階 100% 在学採用段階 100%	独立行政法人日本学生支援機構調べ (H30年度)		
		県			県				
		市			市				
21	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (有利子)	国	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0%	日本学生支援機構調べ (H26年度)	国	予約採用段階 100% 在学採用段階 100%	独立行政法人日本学生支援機構調べ (H30年度)		
		県			県				
		市			市				
22	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	国	80.6%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	83.0%	国勢調査 (R2)	女性： 51.8% 70.6%	労働力調査 (R2) 15歳以上 15~64歳
		県	88.0%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (H26年度)	県	94.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)		
		市			市	89.3%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査 (市民アンケート) (R3年度)		
23	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	国	91.3%	H23 全国母子世帯等調査 (H23.11.1)	国	87.8%	国勢調査 (R2)	男性： 69.3% 83.8%	労働力調査 (R2) 15歳以上 15~64歳
		県	93.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (H26年度)	県	96.2%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)		
		市			市	94.1%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査 (市民アンケート) (R3年度)		
24	子どもの貧困率	国	13.9%	H28 国民生活基礎調査 (H27年度)	国	13.5%	R1国民生活基礎調査 (H30年)	相対的貧困率 15.4% 9.5%	国民生活基礎調査 (H30) 全国消費実態調査 (R1)
		県			県				
		市			市				
25	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国	50.8%	H28 国民生活基礎調査 (H27年度)	国	48.1%	R1国民生活基礎調査 (H30年)		
		県			県				
		市			市				

※1 スクールソーシャルワーカー：社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。医療機関・福祉機関等と連携し、困難な状況にある児童生徒、家庭に対して、生活支援や福祉制度へつなげる等、環境改善の働きかけをする。

※2 スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。小・中・高等学校において、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行う。

新潟市独自の指標（最新）

No	指標	数値 (H30.3)	出典・基準日	数値(最新)	出典・基準日
子どもの指標（基本方針Ⅰ関連）					
1	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合	小5：80.3% 中2：69.8%	H28 新潟市生活・学習意識調査	小5：79.1% 中2：73.7%	R3 新潟市生活・学習意識調査
2	「将来の夢やつきたい仕事がある」と回答した子どもの割合	小5：84.3% 中2：64.6%	H28 新潟市生活・学習意識調査	小5：80.3% 中2：63.4%	R3 新潟市生活・学習意識調査
保護者の指標（基本方針Ⅱ関連）					
3	困ったときに相談できる人がいる保護者の割合	87.2%	H29 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査	子育てに関する相談：86.3% 重要な事柄の相談：87.3% いざという時のお金の援助：63.5%	R3 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査
4	子育てに関する情報の満足度	28.9%	H28 子育て市民アンケート（全対象者）	65.3%	R4子育て市民アンケート
体制・地域の指標（基本方針Ⅲ関連）					
5	「子ども食堂」（※）の数	20か所	市把握数（H29年12月末現在）	49か所	市把握数（R4年9月末現在）
6	「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合	39.9%	H28 子育て市民アンケート（全対象者）	74.1%	R4子育て市民アンケート（全対象者）

第3章 子どもの貧困対策についての基本的な考え方

1 理念

新潟市に暮らすすべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来にわたり、夢と希望をもって健やかに成長し、その意見が尊重され、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるよう、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域全体で子どもと家庭を見守り支えるあたたかい社会の実現を目指します。

2 方針

方針Ⅰ 子どもの健やかな成長を支える

子どもたちが、現在から将来にわたり前向きな気持ちで夢と希望をもって、健やかに成長できるよう支援するとともに、様々な体験・交流を通して、豊かな社会性や困難に立ち向かうたくましさを身につけ、将来自立するための力を育んでいけるよう支援します。

方針Ⅱ 子どもや保護者の暮らしを支える

子どもたちが、安心・安全な環境のもとで成長過程に応じた適切な養育を受けられるよう支援するとともに、困難な状況にある家庭が、地域社会とのつながりを持ちながら、安定した暮らしを保てるよう生活の基盤づくりを支援します。

方針Ⅲ 子どもに寄り添った支援体制と地域環境を整える

子どもや保護者が抱える悩みや課題を理解し、支援を求めるメッセージにいち早く気づき対応するだけでなく、支援が届いていない、又は届きにくい子どもや保護者に対しても、寄り添いながら、それぞれのニーズに応じた適切な支援につなぐことができる支援体制を目指します。

また、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、人と人がつながり、地域全体で子どもや家庭を見守り支えるあたたかい地域づくりや地域活動を推進します。

子供の貧困に関する指標（39）

子どもの貧困対策指標					参考：全世帯の数値（国）		
No	指標	数値	出典・基準日		数値	出典・基準日	
教育の支援							
1	生活保護世帯に属する子ども	高等学校進学率	国	93.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ（国・市：R3年度） 新潟県子どもの貧困対策推進計画（県：R3年度）	98.9%	学校基本調査（R3.5.1）
			県	97.0%			
			市	97.3%			
2	生活保護世帯に属する子ども	高等学校中退率	国	3.6%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ（国・市：R3年度） 新潟県子どもの貧困対策推進計画（県：R3年度）	1.2%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（R3年度）
			県	4.5%			
			市	1.9%			
3	生活保護世帯に属する子ども	大学等進学率	国	39.9%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ（国・市：R3年度） 新潟県子どもの貧困対策推進計画（県：R3年度）	83.8%	学校基本調査（R3.5.1年度）
			県	43.6%			
			市	50.0%			
4	児童養護施設の子どもの	進学率（中学卒業後）	国	96.4%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（R2.5.1）	98.9%	学校基本調査（R3.5.1）
			県	93.3%			
			市	100.0%			
5	児童養護施設の子どもの	進学率（高校卒業後）	国	33.0%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（R2.5.1）	83.8%	学校基本調査（R3.5.1年度）
			県	43.8%			
			市	40.0%			
6	ひとり親家庭の子どもの	就園率（保育所・幼稚園）	国	81.7%	全国ひとり親家庭等調査（H28.11.1） 新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）	58.4%	学校基本調査（H30年度）
			県	72.8%			
			市				
7	ひとり親家庭の子どもの	進学率（中学卒業後）	国	95.9%	全国ひとり親世帯等調査（H28.11.1）	98.9%	学校基本調査（R3.5.1）
			県				
			市				
8	ひとり親家庭の子どもの	進学率（高校卒業後）	国	58.5%	全国ひとり親家庭等調査（H28.11.1）	83.8%	学校基本調査（R3.5.1年度）
			県				
			市				

9	全世帯の子ども	高等学校中退率	国	1.2%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R3年度)
			県	0.7%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R3年度)
			市	2.1%	生徒の中途退学及び原級留置等の状況調査(R3年度)
10	全世帯の子ども	高等学校中退者数	国	38,928人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R3年度)
			県	381人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R3年度)
			市	30人	生徒の中途退学及び原級留置等の状況調査(R3年度)
11	全世帯の子ども	スクールソーシャルワーカー(※1)による対応実績のある学校の割合(小学校)	国	56.9%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(R2年度)
			県	33.4%	県教育庁生徒指導課調べ(R1年度)
			市	32.1%	市教育委員会調べ(R3年度)
12	全世帯の子ども	スクールソーシャルワーカー(※1)による対応実績のある学校の割合(中学校)	国	61.7%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(R2年度)
			県	50.2%	県教育庁生徒指導課調べ(R1年度)
			市	63.2%	市教育委員会調べ(R3年度)
13	全世帯の子ども	スクールカウンセラー(※2)の配置率(小学校)	国	89.9%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(R3年度)
			県	99.8%	県教育庁調べ(R3年度)
			市	100%	市教育委員会調べ(R3年度)
14	全世帯の子ども	スクールカウンセラー(※2)の配置率(中学校)	国	93.6%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ(R3年度)
			県	99.6%	県教育庁調べ(R3年度)
			市	100%	市教育委員会調べ(R3年度)
15	全世帯の子ども	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	国	81.1%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ(R3年度)
			県	90.0%	
			市	100.0%	市教育委員会調べ(R3年度)

16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (小学校)	国	83.7%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ (R3年度)	
		県	86.7%		
		市	100.0%		市教育委員会調べ (R3年度)
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 (中学校)	国	85.1%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ (R3年度)	
		県	86.7%		
		市	100.0%		市教育委員会調べ (R3年度)
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (大学)	国	23.0万人	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ (R3年度)	
		県	196人		※県立大のみの値 (令和3年6月時点)
		市			
19	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (短期大学)	国	1.6万人	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ (R3年度)	
		県			
		市			
20	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (高等専門学校)	国	0.3万人	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ (R3年度)	
		県			
		市			
21	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (専門学校)	国	7.0万人	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ (R3年度)	
		県	1553人		※私立専門学校のみ (令和3年6月時点)
		市			
生活の安定に資するための支援					
22	電気・ガス・水道料金の未払い経験 (ひとり親世帯)	国	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	生活と支え合いに関する調査 (特別集計) (H29年度)	
		県			
		市	電気料金 17.4% ガス料金 17.2% 水道料金 18.2%		新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査 (市民アンケート) (R3年度)
23	電気・ガス・水道料金の未払い経験 (子どもがある全世帯)	国	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	生活と支え合いに関する調査 (特別集計) (H29年度)	
		県			
		市	電気料金 3.4% ガス料金 3.0% 水道料金 3.1%		新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査 (市民アンケート) (R3年度)
24	食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	国	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	生活と支え合いに関する調査 (特別集計) (H29年度)	
		県			
		市	食料が買えない経験 31.4% 衣服が買えない経験 41.5%		新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査 (市民アンケート) (R3年度)

25	食料又は衣服が買えない経験（子どもがある全世帯）	国	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）（H29年度）		
		県				
		市	食料が買えない経験 7.1% 衣服が買えない経験 10.6%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度）		
26	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	国	重要な事柄の相談 8.9% いざという時の お金の援助 25.9%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）（H29年度）		
		県				
		市	重要な事柄の相談 20.3% いざという時の お金の援助 45.4%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度）		
27	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）	国	重要な事柄の相談 7.2% いざという時の お金の援助 20.4%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）（H29年度）		
		県				
		市	重要な事柄の相談 22.6% いざという時の お金の援助 38.2%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度） ※区分Ⅰに該当する世帯		
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
28	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	国	83.0%	国勢調査（R2）	女性： 51.8% 70.6%	労働力調査（R2） 15歳以上 15～64歳
		県	94.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）		
		市	89.3%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度）		
29	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	国	87.8%	国勢調査（R2）	男性： 69.3% 83.8%	労働力調査（R2） 15歳以上 15～64歳
		県	96.2%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）		
		市	94.1%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度）		

30	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子家庭）	国	50.7%	国勢調査（R2）	女性： 45.6% 48.2%	労働力調査（R2） 15歳以上 15～64歳
		県	48.7%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）		
		市	40.1%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度）		
31	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子家庭）	国	71.4%	国勢調査（R2）	男性： 77.8% 83.1%	労働力調査（R2） 15歳以上 15～64歳
		県	81.1%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）		
		市	76.5%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度）		
経済的支援						
32	子どもの貧困率（国民生活基礎調査）	国	13.5%	国民生活基礎調査（H30年）	相対的貧困率 15.4%	国民生活基礎調査（H30年）
		県				
		市				
33	子どもの貧困率（全国消費実態調査）	国	8.3%	全国消費実態調査（R1年）	相対的貧困率 9.5%	全国消費実態調査（R1年）
		県				
		市				
34	ひとり親世帯の貧困率（国民生活基礎調査）	国	48.1%	国民生活基礎調査（H30年）		
		県				
		市				
35	ひとり親世帯の貧困率（全国消費実態調査）	国	57.0%	全国消費実態調査（R1年）		
		県				
		市				
36	ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている場合（母子家庭）	国	42.9%	全国ひとり親世帯等調査（H28年度）		
		県	61.3%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）		
		市	61.1%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度） ※父子・母子の分け無し。		
37	ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている場合（父子家庭）	国	20.8%	全国ひとり親世帯等調査（H28年度）		
		県	30.1%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）		
		市	61.1%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度） ※父子・母子の分け無し。		

38	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（母子家庭）	国	69.8%	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（H28年度）
		県	31.7%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）
		市	46.3%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度） ※養育費を受け取ったことがないと回答した割合 ※父子・母子の分け無し。
39	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合（父子家庭）	国	90.2%	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）（H28年度）
		県	73.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査（R元年度）
		市	46.3%	新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査（市民アンケート）（R3年度） ※養育費を受け取ったことがないと回答した割合 ※父子・母子の分け無し。

※1 スクールソーシャルワーカー：社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。医療機関・福祉機関等と連携し、困難な状況にある児童生徒、家庭に対して、生活支援や福祉制度へつなげる等、環境改善の働きかけをする。

※2 スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。小・中・高等学校において、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言等を行う。

新潟市独自の指標 (R5. 4～)

No	指標	数値 (R4. 11時点)	出典・基準日
1	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合	小6 : 79.8%	R3全国学力・学習状況調査
2	「将来の夢やつきたい仕事がある」と回答した子どもの割合	中3 : 66.3%	R3新潟市生活・学習意識調査
3	「子どもの学習支援事業」参加児童のべ人数	134人	市把握数 (R3年度)
4	ひとり親家庭就業・自立支援センター事業で就労支援を受けて就職した件数	44件	市把握数 (R3年度)
5	子育てに関する相談について、頼れる人がいないと答えた保護者の割合 (ひとり親世帯)	19.0%	R3 新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査
6	「子ども食堂」の数	49か所	市把握数 (R4年10月末現在)

第4章 施策の展開

施策体系

方針Ⅰ 子どもの健やかな成長を支える

施策Ⅰ－1 こころとからだの成長支援

施策Ⅰ－2 学習・進学支援

施策Ⅰ－3 多様な体験・交流機会の充実

施策Ⅰ－4 子ども・若者の居場所づくり

施策Ⅰ－5 困難な状況にある子ども・若者の支援

方針Ⅱ 子どもや保護者の暮らしを支える

施策Ⅱ－1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援

施策Ⅱ－2 保護者の就労・生活支援

施策Ⅱ－3 ひとり親家庭への支援

方針Ⅲ 子どもに寄り添った支援体制と地域環境を整える

施策Ⅲ－1 子ども・若者を支える人材の育成

施策Ⅲ－2 相談・支援体制の整備

施策Ⅲ－3 地域全体で見守り支える環境づくり

方針Ⅰ 子どもの健やかな成長を支える

施策Ⅰ-1 こころとからだの成長支援

■施策の方針■

子どもの意見を尊重し、現在及び未来を切り拓く力を育むための基盤となる心身の健全な成長を支援します。

■具体的な取り組み■

1 健やかな育ちの支援

全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるよう、新潟市子ども条例の趣旨を、権利の主体である子どもたちのほかに、幅広い市民に普及・啓発していくとともに、子どもの権利が侵害されたときに適切に対応できる支援体制や、子どもの意見を市政に反映させる取組を進めます。

妊娠・出産期からの母子保健事業等を実施するとともに、各事業が連携して、子どもの健全な発達・発育を支援します。

また、学童期にかけて、幼稚園・保育園、学校等を中心に、健康なからだづくりの基礎となる食事などの基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援するとともに、給食等の提供を通して、成長に必要な栄養に配慮した安心安全な食を確保します。

思春期にかけては、思春期教育や性に関する指導を通して、いのちの大切さについても伝えていきます。

【主な関連事業】

- 新潟市子ども条例推進事業
- 妊婦健康診査 ○安産教室 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児健康診査 ○予防接種 ○妊婦乳幼児歯科健診
- むし歯予防事業（フッ化物洗口） ○離乳食講習会
- 保育園・学校等における食育事業・各種健康診断 ○学校給食の充実
- 生活習慣病予防対策事業 ○思春期教育 ○性に関する指導

2 こころの健全な成長・発達支援

愛着を伴った親子関係の構築を支援し、子どもの自己肯定感を育みます。

また、家庭や幼稚園・保育園、学校、地域等における様々な交流・体験、主体的な活動等により、達成感や自己有用感を得られる取り組みを推進し、子どもたちが自信と誇りをもって未来に踏みだせるよう、こころの成長・発達を支援します。

【主な関連事業】

- CAPプログラムの実施 ○命の講座
- 道徳教育・福祉教育 ○人権教育・同和教育・男女平等教育

3 様々な育ちの支援

すべての子どもたちが、一人ひとりの発達の状況に応じてのびのびと成長できるよう、保健師や幼稚園・保育園、学校等が関係機関・団体と連携しながら、様々な育ちに理解を深め、子どもたちのコミュニケーションスキルを育むとともに、親子が地域社会において、様々な体験や交流を重ねながら、安心して生活を営んでいけるように支援します。

【主な関連事業】

- 児童発達支援センター等 ○早期からの就学支援の推進

施策 I-2 学習・進学支援

■施策の方針■

家庭環境や経済的状況によらず、安心して学べる場を提供し、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

■具体的な取り組み■

1 教育の充実

幼児教育、保育施設等との連携や小中一貫した教育の充実により、幼児教育から中学校教育までの連続性を強化するとともに、幼児教育の水準向上に向けた取組を実施します。

学校教育においては、一人ひとりの子どもが基礎的な学力や学習習慣を身につけ、目的意識や課題意識を大切にしながら、主体的・対話的で深い学びによる授業改善により、資質・能力を育み、将来の自立や社会生活に対応できるよう、個々に応じたきめ細かい指導や支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 新潟市共通幼小接続期カリキュラム
- 幼保こ小連携推進事業合同研修
- 学力定着支援事業
- アフタースクール学習支援事業
- 学習支援員派遣事業
- 学習習慣定着事業
- キャリア教育推進事業

2 学習支援・学習環境づくりの推進

家庭の経済的な状況等により、学習習慣が十分に身につけていない子どもや学校以外での学習が困難な子どもに対し、それぞれの状況や心情に寄り添った支援を行うとともに、一人ひとりの状況に応じて、学習意欲や学力を身につけるための学習支援の場を提供し、制度の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 子どもの学習・生活支援事業
- ひとり親家庭学習支援
- 子どもふれあいスクール事業

3 就学・進学支援の充実

経済的に困難な状況にある家庭の子どもが安心して学校に通い、勉強することができるよう、就学援助等の支援を行います。

また、希望する進学や就学継続を断念することのないよう、進路指導や相談支援と併せて、経済的な支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 就学援助事業 ○奨学金貸付事業 ○学び直しの授業料負担の支援
- 入学準備金貸付事業 ○私立高等学校学費助成
- 特別支援教育就学奨励事業 ○定時制高等学校夜食費補助事業

施策 I-3 多様な体験・交流機会の充実

■施策の方針■

多様な体験や交流を通して、社会とつながり発展する力を育みます。

■具体的な取り組み■

1 多様な体験活動の充実

集団生活や自然体験、職業体験などの様々な体験活動を通して、多様な考え方に触れ、社会性や自立能力を高め、将来への就業イメージを得ることができるよう、地域や学校等における体験活動の充実を図り、子どもたちの参加を推進します。

【主な関連事業】

- 子どもふれあいスクール事業 ○地域と学校パートナーシップ事業
- 「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進事業
- 自然体験学習 ○児童館・児童センター ○こども創造センター
- 芸術創造村・国際青少年センター

2 多様な交流機会の創出

子どもたちが、地域社会において、信頼できる大人との出会いや交流を通して、豊かな人間関係を育み、社会性を身につけられるよう、多様な交流機会の創出に努めます。

【主な関連事業】

- 子どもふれあいスクール事業 ○地域と学校パートナーシップ事業
- 子どもの学習・生活支援事業 ○ひとり親家庭学習支援
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援

施策 I-4 子どもの居場所づくり

■施策の方針■

子どもが安心して過ごせる居場所や相談・交流のできる場の充実を図ります。

■具体的な取り組み■

1 安心して過ごせる居場所づくりの推進

就労などで放課後等に保護者が不在となる家庭の子どもや、困難や生きづらさを抱えている子どもたちが、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図るとともに、地域団体等が運営する子ども食堂について、地域の核として子どもを含めた多世代が交流し、安心して過ごせる居場所となるよう、必要な支援を行います。

また、若者支援センターでは、若者が自由に過ごすことのできる居場所を確保し、様々な相談に対応するとともに、自立支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

- 放課後児童クラブ ○児童館・児童センター ○若者支援センター
- 子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援

2 相談体制の充実

学校や地域の中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、児童相談所等、子ども・若者の悩みに寄り添いながら専門的な相談を受けることができる体制の強化と周知を図ります。

【主な関連事業】

- 教育相談ネットワーク事業 ○カウンセラー等活用事業
- 児童相談所 ○若者支援センター

施策 I-5 困難な状況にある子ども・若者の支援

■施策の方針■

困難な状況にある子どもや若者に対し、現在及び将来の自立に向けたきめ細かい支援を行います。

■具体的な取り組み■

1 いじめや不登校への対応と子どもを支える体制の強化

いじめや不登校等において、予防的な指導や、悩みや問題を抱える児童生徒一人一人に対応する課題解決的な指導に、教育相談センター等の関係機関と連携しながら、登校支援や訪問教育相談、適応指導等の支援を行います。

また、学校・保護者・地域が連携し、いじめを生まない社会の実現に向けて取り組みます。

【主な関連事業】

- 教育相談ネットワーク事業 ○カウンセラー等活用事業
- にいがた若者自立応援ネット ○若者支援センター

2 社会的養護の充実

家庭で適切な養育を受けることができない子どもに対しては、できるだけ家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親への委託を推進するとともに、里親に対する支援の充実を図ります。

また、市立乳児院などの施設における家庭的養護を推進し、子ども一人ひとりの状況に寄り添いながら、成長過程に応じた継続的な支援を行うとともに、施設退所後も安定した生活が継続できるよう、退所した子どもの生活実態の把握に努めつつ、状況に応じて必要なアフターケアを行います。

【主な関連事業】

- 里親支援事業 ○乳児院管理運営事業 ○社会的養護の推進
- 児童相談所による家庭支援

3 若者の自立支援の充実

複合的な困難を抱える若者等の自立を支援するため、若者支援センターが核となり、関係機関・団体等と連携しながら、居場所づくりや社会参加・就労支援、相談支援等を行います。

【主な関連事業】

○若者支援センター ○にいがた若者自立応援ネット

方針Ⅱ 子どもや保護者の暮らしを支える

施策Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援

■施策の方針■

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、子どもの暮らしと家庭を支え、様々な相談に対応します。

■具体的な取り組み■

1 安心・安全な妊娠・出産の支援

妊娠届提出時に各種健診や様々な支援制度等について周知するとともに、医療機関等と連携しながら、若年や未婚、望まない妊娠等で妊娠・出産に悩みや不安、リスクを抱えている妊婦の把握に努め、すべての妊婦が安心して出産できるよう、出産前からの継続した相談支援を行います。

【主な関連事業】

- 妊娠・子育てほっとステーション
- 妊婦健康診査
- 安産教室
- 助産制度
- 産後ケア事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 妊産婦医療費助成
- にいがた子育て応援アプリ

2 養育支援の充実

助産師・保健師等の専門職が新生児と産婦・保護者の健康状態の確認や育児に関する相談に応じ、それぞれの家庭の状況に合ったサービスや支援につなぐなど、子どもの健全な発育・発達の支援と保護者の不安・悩みに寄り添ったきめ細かい対応を行います。

また、特に養育の支援が必要な家庭については、生活環境・生活習慣の整備や適切な親子関係の構築に関する支援を行うなど、子どもが安心して過ごせる家庭環境が維持できるよう、関係機関が連携して家庭を見守り、支えます。

【主な関連事業】

- 産後ケア事業
- 養育支援訪問事業
- 保育園等
- 幼稚園
- 多様な保育サービス（延長保育・休日保育・一時預かり）
- 病児・病後児保育
- 地域子育て支援センター
- 子どもショートステイ
- ファミリー・サポート・センター
- 保護者の子育て実践力の向上

3 相談しやすい体制の整備

育児相談や虐待相談、家族の介護などを担うヤングケアラーに関する相談など、様々な悩みを抱えたり、困難な状況にある子どもや家庭が、必要な情報を容易に得られ、適切な支援へと確実につながるよう、誰もが気軽に相談しやすい体制の整備・充実を図ります。

学童期においては、各教職員が児童生徒の抱える悩みや課題を把握し、子ども一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、関係機関と連携しながら子どもや家庭を支えます。

また、情報を入手しづらい家庭や相談につながりづらい家庭がより身近な場所・方法で情報や支援を受けられるよう、訪問等の積極的な手段による個別支援の充実を図るほか、SNSやアプリの活用など、デジタル技術を活用し、必要な人に的確に届くよう、効果的で分かりやすい子育て情報の発信を行います。

【主な関連事業】

○妊娠・子育てほっとステーション

(子ども家庭総合支援拠点機能及び保育コンシェルジュ含む)

○子育てなんでも相談センターきらきら ○家庭児童相談員 ○児童相談所

○地域子育て支援センター ○育児相談 ○地域住民への子育て相談と情報提供

○教育相談ネットワーク事業 ○カウンセラー等活用事業 ○にいがた子育て応援アプリ

施策Ⅱ-2 保護者の就労・生活支援

■施策の方針■

保護者の就労と生活を支え、子どもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう家庭を支援します。

■具体的な取り組み■

1 経済的支援の充実

家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。

また、経済的に困窮している家庭に対しては、基準に基づき、最低限度の生活を保障する生活保護費の支給と自立助長に向けた支援を行います。

【主な関連事業】

- 児童手当 ○こども医療費助成 ○保育料軽減 ○就学援助事業
- 学び直しの授業料負担の支援 ○入学準備金貸付事業
- 私立高等学校学費助成 ○特別支援教育就学奨励事業 ○奨学金貸付事業
- 生活保護制度 ○にいがたっすこやかパスポート

2 保護者の就労支援

困難な状況にある家庭に対して、就労や自立を促進するための支援を行い、家庭の生活基盤が整うようサポートします。

また、結婚や子育て、介護等による離職後、仕事復帰を希望する女性に対して、セミナーを開催するなど再就職を支援します。

【主な関連事業】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業 ○生活困窮者自立相談支援事業
- 女性活躍応援事業 ○男性の家庭活躍推進事業

3 安心・安全な住まいの確保

子どもたちが安全な環境下で安心して生活できるよう、子育て世帯を対象に市営住宅の優先入居などの住宅支援を行います。

【主な関連事業】

- 市営住宅への子育て世帯等の優先入居
- 健幸すまいリフォーム助成事業 ○民間賃貸住宅への入居支援

施策Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援

■施策の方針■

ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

■具体的な取り組み■

1 日常生活の支援と相談体制の充実

ひとり親家庭の自立に向け、生活や就労について、SNS 等を活用した情報発信や相談体制の充実を図るとともに、支援団体等との連携を深め、総合的な支援につなげます。

子どもが両親や保護者から愛され大切にされていると実感できる社会の実現に向け、養育費や面会交流などの重要性について、周知・啓発に取り組みます。

また、母子生活支援施設への入所生活を通じて、居住の場の確保と退所後の安定した自立生活に向けた専門的支援を行います。

【主な関連事業】

- 日常生活支援事業
- 生活支援講習会
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- 母子・父子自立支援員
- 母子生活支援施設

2 経済的支援の充実

各種手当の支給や助成制度等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な関連事業】

- 児童扶養手当
- 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ひとり親家庭等医療費助成
- 母子向け住宅
- 養育費履行確保事業

3 保護者の就労支援

ひとり親家庭等の安定的な収入の確保に向けて、職業訓練や資格取得のための教育訓練、学び直し等にかかる費用の助成を行うとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、就労に向けた専門的な相談支援を行います。

【主な関連事業】

- 高等職業訓練促進給付金
- 自立支援教育訓練給付金
- 自立支援プログラムの策定
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

方針Ⅲ 子どもに寄り添った支援体制と地域環境を整える

施策Ⅲ-1 子どもを支える人材の育成

■施策の方針■

子どもを支える人材の育成・強化を図ります。

■具体的な取り組み■

1 支援者の資質向上と「気づく」「つなぐ」力の養成

日頃から子どもと接する保育士、幼稚園教諭、教職員や地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等の職員など、子どもに関わる支援者一人ひとりが、子どもや保護者の様子の変化やSOSのサインを受け止める「気づく」力を養い、早い段階で適切な支援に「つなぐ」ことができるよう、職員や支援者を対象とした研修を実施するなど、個々の資質の向上に取り組めます。

【子どもに関わる支援者の例】

- 保育士・幼稚園教諭 ○学校等の教職員
- 地域子育て支援センター職員 ○放課後児童クラブ職員
- 小児科医 ○民生委員・児童委員 ○子ども食堂スタッフ 等

2 専門的人材の確保・育成と連携の強化

保育、教育、福祉、保健などの各専門分野において、子ども・若者やその家庭を支えるための専門的人材を確保するとともに、各種研修の実施など専門性をさらに高めるための取り組みを推進します。

また、経済的・複合的な課題により困難な状況にある家庭に対して、個々の状況に応じ、医療や法律等の専門分野や児童相談所等の専門機関と連携したきめ細かい支援が可能となるよう、各分野との連携体制の強化を図ります。

【専門的人材・専門分野の例】

- 保育士・幼稚園教諭 ○学校等の教職員
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー ○保健師・助産師
- マタニティナビゲーター ○保育コンシェルジュ ○子ども家庭支援員
- 虐待専門相談員 ○医療機関 ○児童相談所
- 要保護児童対策地域協議会 等

施策Ⅲ-2 相談・支援体制の整備

■ 施策の方針 ■

困難な状況にある子どもや家庭に対し、分野横断的に連携して支援する体制を整えます。

■ 具体的な取り組み ■

1 各分野が連携した相談・支援体制の充実

子ども一人ひとりの成長や課題に合わせた一貫性のある支援が可能となるよう、福祉・教育など子どもに関わる各分野が必要な情報を共有し、それぞれの専門性を活かした役割分担のもと、相互に連携して子どもや家庭を支援する体制の強化を図ります。

2 総合的な支援につなぐ包括的、分野横断的な相談・支援体制の整備

子ども・若者や家庭が不安や悩みを抱えたまま、経済的な困窮状態や困難な状況に陥ることのないよう、気軽に相談しやすい体制の充実を図り、早期の相談・支援につなげるとともに、相談窓口においては、担当分野にとどまらず、必要に応じた他制度の紹介や相談者の同意に基づく関係機関との情報共有などが迅速に行えるよう、各機関の連携強化を図ります。

また、困難な状況にある子どもや若者に対しては、一人ひとりの心情や課題に寄り添いながら、成長の連続性を踏まえた包括的な支援が可能となるよう、分野横断的な連携した体制のもと、支援者・関係機関が情報を共有し、連携して総合的な支援につなげます。

施策Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり

■施策の方針■

行政・地域が連携して子どもたちを見守り支える環境を整えます。

■具体的な取り組み■

1 地域全体で子どもを「見守り」「支える」環境づくり

各区において、地域の特性に応じた各種の子育て支援サービスを提供するほか、幼稚園・保育園、学校、医療機関、自治会・町内会、民生委員・児童委員、民間団体など、子どもに関わる機関・団体が連携しながら、地域全体で子どもたちの生活や成長を見守り、現在から未来への希望と自立に向けた活動を応援し支えていく、あたたかい環境づくりを推進します。

2 子どもを支える地域活動の支援

各地域においては、行政以外にも、自治会・町内会、民生委員・児童委員、民間団体等が中心となり、子どもたちを支援する様々な取り組みや活動が行われています。

多様な家族形態があることを前提に、地域の様々な人や団体が、子どもと子育て家庭への支援に参画できるよう、地域における子どもたちの見守りと情報提供を継続するとともに、困難な状況にある子どもたちが孤立することなく、地域のあたたかい環境の中で様々な体験と人々との交流を重ね、のびのびと成長できるよう、これらの地域活動を支援し、連携・協力しながら、地域全体で子どもたちを応援します。

(参考資料)

施策体系・関連事業一覧

方針Ⅰ 子どもの健やかな成長を支える

施策	具体的な取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性	アクションプラン	
I-1 こころとからだの成長支援						
1 健やかな育ちの支援		新潟市子ども条例推進事業【新規】	こども政策課	継続		
		妊婦健康診査	こども家庭課	継続	●	
		安産教室	こども家庭課	継続	●	
		こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども家庭課	継続	●	
		乳幼児健康診査	こども家庭課	継続		
		予防接種事業	保健管理課	継続	●	
		妊婦乳幼児歯科健診	健康増進課	継続	●	
		むし歯予防事業（フッ化物洗口）	保育課・保健給食課	継続	●	
		離乳食講習会	健康増進課	継続	●	
		教育・保育施設での「食育の日」の取り組み	保育課	継続	●	
		食育推進事業	保健給食課	継続		
		学校給食の充実	保健給食課	継続		
		保育園等における各種健康診断・歯科健診	保育課	継続	●	
		学校における各種健康診断	保健給食課	継続		
		生活習慣病予防対策事業	保健給食課	継続		
	2 こころの健全な成長・発達支援		思春期教育	こども家庭課	継続	●
			性に関する指導	学校支援課	継続	
		CAPプログラムの実施	こども政策課	継続	●	
		命の講座	保育課	継続		
3 様々な育ちの支援		道徳教育・福祉教育	学校支援課	継続	●	
		人権教育・同和教育・男女平等教育	学校支援課	継続	●	
		児童発達支援センター等	こども家庭課	継続	●	
	早期からの就学支援の推進	特別支援教育課	継続	●		

施策	具体的な 取り組み	主な関連事業				
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性	アクション プラン	
I-2 学習・進学の支援						
	1 教育の充実	新潟市共通幼小接続期カリキュラム	保育課 教育総務課 学校支援課	継続	●	
		幼保こ小連携推進事業合同研修	保育課 教育総務課 学校支援課	継続	●	
		学力定着支援事業	学校支援課	継続		
		アフタースクール学習支援事業	学校支援課	継続		
		学習支援員派遣事業	学校支援課	継続		
		学習習慣定着事業	学校支援課	継続		
		キャリア教育推進事業	学校支援課	継続		
	2 学習支援・ 学習環境づくりの推進	子どもの学習・生活支援事業	福祉総務課	継続		
		ひとり親家庭学習支援	こども家庭課	継続	●	
		子どもふれあいスクール事業	地域教育推進課	継続	●	
	3 就学・進学 支援の充実	就学援助事業	学務課	継続	●	
		奨学金貸付事業	学務課	継続	●	
		学び直しの授業料負担の支援	学務課	継続	●	
		入学準備金貸付事業	学務課	継続	●	
		私立高等学校学費助成	こども政策課	継続	●	
		特別支援教育就学奨励事業	学務課	継続	●	
		定時制高等学校夜食費補助事業	保健給食課	継続		
	I-3 多様な体験・交流機会の充実					
	1 多様な体験 活動の充実	子どもふれあいスクール事業【再掲】	地域教育推進課	継続	●	
地域と学校パートナーシップ事業（地域教育コーディネーター）		地域教育推進課	継続	●		
「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進事業		学校支援課	継続	●		
自然体験学習		学校支援課	継続	●		
児童館・児童センター		こども政策課	継続	●		
こども創造センター		こども政策課	継続	●		
芸術創造村・国際青少年センター		地域教育推進課	継続	●		

施策	具体的な取り組み	主な関連事業			
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性	アクションプラン
	2 多様な交流機会の創出	子どもふれあいスクール事業【再掲】	地域教育推進課	継続	●
		地域と学校パートナーシップ事業（地域教育コーディネーター）【再掲】	地域教育推進課	継続	●
		子どもの学習・生活支援事業【再掲】	福祉総務課	継続	
		ひとり親家庭学習支援【再掲】	こども家庭課	継続	●
		子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援	こども政策課	継続	●
I-4 子ども・若者の居場所づくり					
	1 安心して過ごせる居場所づくりの推進	放課後児童クラブ	こども政策課	継続	●
		児童館・児童センター【再掲】	こども政策課	継続	●
		若者支援センター	地域教育推進課	継続	●
		子どもの居場所づくり（子ども食堂等）への支援【再掲】	こども政策課	継続	●
	2 相談体制の充実	教育相談ネットワーク事業（教育相談センター）	学校支援課	継続	●
		カウンセラー等活用事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）	学校支援課	継続	
		児童相談所	児童相談所	継続	●
		若者支援センター【再掲】	地域教育推進課	継続	●
I-5 困難な状況にある子ども・若者の支援					
	1 いじめや不登校への対応と子どもを支える体制の強化	教育相談ネットワーク事業（教育相談センター）【再掲】	学校支援課	継続	●
		カウンセラー等活用事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）【再掲】	学校支援課	継続	
		にいがた若者自立応援ネット	地域教育推進課	継続	●
		若者支援センター【再掲】	地域教育推進課	継続	●
	2 社会的養護の充実	里親支援事業	児童相談所	継続	
		乳児院管理運営事業	こども政策課	継続	●
		社会的養護の推進	こども政策課	継続	
		児童相談所による家庭支援	児童相談所	継続	
	3 若者の自立支援の充実	若者支援センター【再掲】	地域教育推進課	継続	●
		にいがた若者自立応援ネット【再掲】	地域教育推進課	継続	●

方針Ⅱ 子どもや保護者の暮らしを支える

施策	具体的な 取り組み	主な関連事業			
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性	アクションプラン
Ⅱ-1 子どもと家庭を支える切れ目のない支援					
	1 安心・安全な妊娠・出産の支援	妊娠・子育てほっとステーション	こども家庭課	継続	●
		妊婦健康診査【再掲】	こども家庭課	継続	●
		安産教室【再掲】	こども家庭課	継続	●
		助産制度	こども家庭課	継続	
		産後ケア事業	こども家庭課	継続	●
		こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】	こども家庭課	継続	●
		妊産婦医療費助成	こども家庭課	継続	●
	2 養育支援の充実	にいがた子育て応援アプリ	こども政策課	継続	●
		産後ケア事業【再掲】	こども家庭課	継続	●
		養育支援訪問事業	こども政策課	継続	●
		保育園等	保育課	継続	●
		幼稚園	保育課・学校支援課	継続	
		多様な保育サービス（延長保育・休日保育・一時預かり）	保育課	継続	●
		病児・病後児保育	保育課	継続	●
		地域子育て支援センター	保育課	継続	●
		子どもショートステイ	こども政策課	継続	●
		ファミリー・サポート・センター	こども政策課	継続	●
		保護者の子育て実践力の向上	保育課	継続	
	3 相談しやすい体制の整備	妊娠・子育てほっとステーション【再掲】	こども家庭課	継続	●
		子ども家庭総合支援拠点【新規】	こども政策課	継続	
		子育てなんでも相談センターきらきら	こども政策課	継続	●
		家庭児童相談員	こども政策課	継続	●
		児童相談所【再掲】	児童相談所	継続	●
		地域子育て支援センター【再掲】	保育課	継続	●
		育児相談	こども家庭課	継続	●
		地域住民への子育て相談と情報提供	保育課	継続	
		教育相談ネットワーク事業（教育相談センター）【再掲】	学校支援課	継続	●
		カウンセラー等活用事業（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）【再掲】	学校支援課	継続	
にいがた子育て応援アプリ【再掲】	こども政策課	継続	●		

施策	具体的な取り組み	主な関連事業			
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性	アクションプラン
II-2 保護者の就労・生活支援					
	1 経済的支援の充実	児童手当	こども家庭課	継続	●
		こども医療費助成	こども家庭課	継続	●
		保育料軽減	保育課	継続	●
		就学援助事業【再掲】	学務課	継続	●
		学び直しの授業料負担の支援【再掲】	学務課	継続	●
		入学準備金貸付事業【再掲】	学務課	継続	●
		私立高等学校学費助成【再掲】	こども政策課	継続	●
		特別支援教育就学奨励事業【再掲】	学務課	継続	●
		奨学金貸付事業【再掲】	学務課	継続	●
		生活保護制度	福祉総務課	継続	●
	にいがたっすこやかパスポート	こども政策課	継続	●	
	2 保護者の就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉総務課	継続	●
		生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課	継続	
		女性活躍応援事業	男女共同参画課	継続	●
		男性の家庭活躍推進事業【新規】	男女共同参画課	継続	
	3 安心・安全な住まいの確保	市営住宅への子育て世帯等の優先入居	住環境政策課	継続	
健幸すまいりフォーム助成事業		住環境政策課	継続		
民間賃貸住宅への入居支援		住環境政策課	継続		
II-3 ひとり親家庭への支援					
	1 日常生活の支援と相談体制の充実	ひとり親家庭等日常生活支援	こども家庭課	継続	●
		ひとり親家庭生活支援講習会	こども家庭課	継続	●
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	こども家庭課	継続	●
		母子・父子自立支援員	こども家庭課	継続	
		母子生活支援施設	こども家庭課	継続	●
	2 経済的支援の充実	児童扶養手当	こども家庭課	継続	●
		母子父子寡婦福祉資金貸付	こども家庭課	継続	●
		ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課	継続	●
		母子向け住宅	こども家庭課	継続	●
養育費履行確保事業【新規】	こども家庭課	継続			

施策	具体的な取り組み	主な関連事業			
		事業名	所管課	各事業の目指す方向性	アクションプラン
	3 保護者の就労支援	高等職業訓練促進給付金	こども家庭課	継続	●
		自立支援教育訓練給付金	こども家庭課	継続	●
		自立支援プログラムの策定	こども家庭課	継続	●
		ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業【再掲】	こども家庭課	継続	●
		ひとり親家庭等高等訓練促進資金貸付事業	こども家庭課	継続	●

方針Ⅲ 子どもに寄り添った支援体制と地域環境を整える

施策	具体的な取り組み	目指す方向性	アクションプラン
Ⅲ-1 子ども・若者を支える人材の育成			
	1 支援者の資質向上と「気づく」「つなぐ」力の養成	継続	
	2 専門的人材の確保・育成と連携の強化	継続	
Ⅲ-2 相談・支援体制の整備			
	1 各分野が連携した相談・支援体制の充実	継続	
	2 総合的な支援につなぐ包括的な相談・支援体制の整備	継続	
Ⅲ-3 地域全体で見守り支える環境づくり			
	1 地域全体で子どもを「見守り」「支える」環境づくり	継続	
	2 子どもを支える地域活動の支援	継続	